

第 7 1 号議案

平成 2 7 年度久留米市立高等学校入学者選抜要項について

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 1 0 月 2 1 日

教育長 堤 正則

提案理由

平成 2 7 年度久留米市立高等学校入学者選抜要項を定めようとするものである。

平成 2 7 年度久留米市立高等学校入学者選抜要項

久留米市立高等学校学則（昭和 3 2 年久留米市教育委員会規則第 4 号）第 1 1 条第 3 項の規定により、別紙のとおり平成 2 7 年度久留米市立高等学校入学者選抜要項を定める。

平成 27 年度 久留米市立高等学校 入学者選抜要項（概要）

久留米市教育委員会学校教育課

1 入学定員等

学 校 名	課 程	学 科	入学定員
久留米商業高等学校	全日制	経営科学科 (含:特別進学コース)	240人 (内80人)
南筑高等学校	全日制	普通科	240人

2 選抜試験概要

試験の名称	出願期間	試験日	合格発表	試験科目等
推薦入試	2月 2日～2月 5日	2月 9日	3月17日	面接・作文・実技
一般入試（学力検査）	2月16日～2月23日	3月10日	3月17日	国語・数学・社会・理科・英語
第Ⅲ期入試（南筑高）	2月16日～2月27日	3月18日	3月19日	国語・数学・英語及び面接
補充募集（久留米商業高）	3月18日～3月23日	3月24日	3月26日	面接・一般入試の成績

※推薦入試の選考結果通知は2月16日とする。

※3月17日の合格発表では、志願先高校のホームページ上にも合格者番号を掲載する。

3 募集人員

学 校 名	推薦入試	一般入試	第Ⅲ期入試	計
久留米商業高等学校	72人程度 (30%)	入学定員240人より推薦合格者数を減じた数		240人
南筑高等学校	72人程度 (30%)	入学定員240人より推薦合格者数と第Ⅲ期入試募集人員10人を減じた数	10人	240人

4 その他

① 帰国生徒特例措置

帰国生徒に対して学力検査時間の延長措置を講ずる。

② 身体に障害のある生徒への特別措置

障害のある生徒に対して、受検上の特別措置を講ずる。

③ 第Ⅲ期入試

ア 南筑高等学校において、募集人員10名の独自入試を実施する。

イ 一般入試の出願期間（志願先変更期間も含む）中に願書を提出し、受検希望の申請を行う。一般入試の合格者発表後、南筑高等学校と同一期日の一般入試を実施した県内の、他の公立高等学校の不合格者を対象として、国語・数学・英語の試験と面接を実施し選抜を行う。

ウ 考査料は、受検者のみ試験当日に徴収する。

（ただし、久留米商業高等学校を受験した者は、考査料は不要、領収書のコピーを持参）

久留米市立高等学校学則

昭和 32 年 6 月 1 日

久留米市教育委員会規則第 4 号

(入学)

第 11 条 高等学校に入学することができる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は学校教育法施行規則第 95 条の規定により中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者とする。

2 入学は、校長が許可する。

3 入学志願者の選抜は、別に定めるところによる。

4 第 1 学年の途中又は第 2 学年以上に入学を許可される者は、相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認められた者とする。

(平元教規則 6・全改、平 12 教規則 9・平 22 教規則 4・一部改正)

(入学願書)

第 12 条 入学志願者は、所定の入学願書(第 2 号様式)、その他必要な書類を添え出身学校長を経て校長に願出しなければならない。

(平元教規則 6・旧第 14 条繰上)

(誓約書)

第 13 条 入学を許可された者は、10 日以内に保護者と連署した誓約書(第 3 号様式)を校長に提出しなければならない。

2 前項に規定する保護者は、次の各号に該当する者で、学校に対して生徒に関する一切の責任を負うことができるものでなければならない。ただし、校長において不適當と認めるときは、これを変更させることができる。

(1) 本人の父母、兄弟、後見人又は縁故者

(2) 成年者で独立の生計を営む者

3 保護者を変更し、又は保護者の住所氏名等に変動があつたときは、直ちに校長に届出なければならない。

(平元教規則 6・旧第 15 条繰上・一部改正、平 12 教規則 9・一部改正)

平 成 2 7 年 度

久留米市立高等学校入学者選拔要項

久 留 米 市 教 育 委 員 会

目 次

平成 2 7 年度久留米市立高等学校入学者選抜要項

(一)	基 本 方 針	1
(二)	入学志願手続等	1
1	志願資格	1
2	入学定員	1
3	志願高等学校	1
4	志願書類	1
5	志願書類等提出期間	2
6	志願書類等の受付	2
7	志願先の変更	2
8	身体に障害がある受検者等への配慮事項	3
9	その他	3
(三)	学 力 検 査	3
1	検査教科	3
2	検査期日・時間割等	3
3	検査場等	3
4	検査場責任者	3
(四)	英語リスニングテスト	4
1	実施方法	4
2	実施時間割	4
3	その他	4
(五)	選 抜 の 方 法	4
(六)	合 格 者 発 表	5
(七)	推 薦 入 学	5
1	対象学科等	5
2	募集人員	5
3	出願資格	5
4	出願の制限	5
5	推薦適任者の選考	5
6	入学志願手続	5
7	面接及び作文試験	6
8	選考	6
9	選考結果の通知	6
10	合格者発表	6
11	その他	6
(八)	第Ⅲ期入学者選抜	7
1	実施校	7

2	募集人員	7
3	出願資格及び受検資格	7
4	入学志願手続	7
5	学力検査及び面接	7
6	選抜の方法	7
7	合格者発表	7
8	入学手続及び説明会	7
9	その他	8
(九)	補 充 募 集	8
1	実施校	8
2	出願資格	8
3	出願期間	8
4	志願書類	8
5	面接	8
6	選抜の方法	8
7	合格者発表	8
(十)	そ の 他	9
	入学考査料納付金融機関名	10
	様式 1 (入学願書)	11～12
	様式 2 (通学区域外からの高等学校入学志願申請書)	13
	様式 3 A (志願変更届)	14
	様式 3 B (志願変更証明書)	14
	様式 5 (調査書)	15
	I 調査書の記入について	16
	II 調査書の記入不備等の場合について	18
	III 過年度中学校卒業者に係る調査書の記入上の留意点について	18
	様式 6 A (評定一覧表)	19
	様式 6 B (評定分布表)	20
	I 評定一覧表(様式 6 A)作成上の留意点について	21
	II 評定分布表(様式 6 B)作成上の留意点について	21
	III 過年度中学校卒業者に係る評定一覧表の取扱いについて	21
	IV 過年度中学校卒業者に係る評定分布表の取扱いについて	22
	様式 7 A (特別措置申請書)	23
	様式 7 B (英語リスニングテスト特別措置申請書)	24
	様式推 1 (推薦入学願書)	25～26
	様式 III (第 III 期入学願書)	27～28
	様式補 (補充募集入学願書)	29～30

平成 27 年度久留米市立高等学校入学者選抜帰国生徒特例措置実施要項

1	目的	31
2	一般学力検査の特例措置	31
3	出願期限の弾力化	32
4	その他	32
	別紙様式 1（帰国生徒特例措置適用申請書）	33
	別紙様式 2（帰国生徒特例措置適用証明書）	34
久留米市立高等学校入学者選抜に関する日程表		35～36
久留米市立高等学校の通学区域に関する規則		37
平成 27 年度久留米市立高等学校入学定員一覧表		38

平成27年度 久留米市立高等学校入学者選抜要項

(一) 基 本 方 針

- 1 高等学校入学者の選抜は、各高等学校に入学を希望する者について、当該高等学校の教育を受けるに足る能力・適性等を公正に判定することを基本として行うものとする。
- 2 高等学校入学者の選抜に当たっては、中学校教育と高等学校教育の相互の関係を十分尊重し、特に、中学校教育が正常に運営されるよう配慮するものとする。
- 3 高等学校入学者の選抜については、志願者の在学又は出身中学校等の校長（以下「中学校長」という。）から提出される調査書を重視し、より公正を期するため、併せて学力検査を行うものとする。
- 4 すべての学科、コースにおいて、推薦入学者選抜を行うものとする。
- 5 帰国子女については、別に定めるところにより、特例措置を講じるものとする。

(二) 入 学 志 願 手 続 等

1 志 願 資 格

- (1) 中学校を卒業した者又は平成27年3月卒業見込みの者
- (2) 中等教育学校の前期課程を修了した者又は平成27年3月修了見込みの者
- (3) 就学義務猶予免除者等で中学校卒業程度認定試験に全科目合格した者
- (4) 外国において学校教育における9年の課程を修了した者又は平成27年3月修了見込みの者
- (5) 青年学校本科第1学年以上を修了した者など、文部科学大臣の指定した者（昭和23年文部省告示第58号）
- (6) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者又は平成27年3月修了見込みの者
- (7) その他、当該高等学校において中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者及び認定を受けようとする者。ただし、この認定に当たっては、志願先高等学校で適宜試験を実施するものとする。

2 入 学 定 員

各高等学校の入学定員は、「久留米市立高等学校学則」の規定するところによる（P.38参照）。

3 志 願 高 等 学 校

入学志願者は、「久留米市立高等学校の通学区域に関する規則」に規定するところにより、1校に限り志願できるものとする（P.37参照）。ただし、第Ⅲ期入学者選抜については別途定める。

4 志 願 書 類

- (1) 中学校長を経て志願先高等学校長へ提出する書類

ア 入 学 願 書

入学志願者は、入学願書（様式1 P.11・12に準じて志願先高等学校が作成するもの。）を提出すること。

イ 入学考査料領収証書

入学考査料として2,100円を納付した所定の領収証書を提出すること。

入学考査料は、10頁に掲げる金融機関のいずれかに納付すること。

ウ 通学区域外からの高等学校入学志願申請書

やむを得ない理由により通学区域外から高等学校を志願する者は、中学校長の証明した通学区域外からの高等学校入学志願申請書（様式2 P.13）を提出すること。

(2) 中学校において作成し、志願先高等学校長等へ提出する書類

ア 調査書

中学校においては、各志願者の調査書（様式5 P.15）の作成に当たって、校長を委員長とする「調査書作成委員会」を設け、中学校生徒指導要録（以下「指導要録」という。）に準拠して厳正に作成し、中学校長が提出するものとする。

イ 評定一覧表及び評定分布表

中学校においては、卒業予定者の全員について評定一覧表（様式6A P.19）及び評定分布表（様式6B P.20）を作成し、次の表の区分に従い、志願先高等学校及び久留米市教育委員会に提出するものとする。また、過年度中学校卒業者に係る評定一覧表及び評定分布表の作成については、21頁から22頁の「Ⅲ 過年度中学校卒業者に係る評定一覧表の取扱いについて」及び22頁の「Ⅳ 過年度中学校卒業者に係る評定分布表の取扱いについて」によるものとする。

なお、他県からの志願者等で、評定一覧表及び評定分布表を様式6A及び様式6Bによって作成することが著しく困難である場合には、事前に志願先高等学校と協議するものとする。

評定一覧表

提出先	「氏名」欄の記入	提出期日	提出部数
志願先高等学校	当該高等学校を志願する者の氏名を記入したもの	入学願書提出のとき	1部
久留米市教育委員会 (教育部学校教育課)	卒業予定者全員の氏名を記入したもの	2月23日(月)正午まで ただし学区外からの志願者については2月27日(金)正午まで	1部

評定分布表は、評定一覧表の提出に併せて、それぞれの提出先に1部提出すること。

ウ 入学考査料納付者名簿

中学校においては、志願者の入学考査料納付者名簿を作成し、志願先高等学校に提出するものとする。

5 志願書類等提出期間

志願書類の志願先高等学校への提出期間は、平成27年2月16日(月)から2月23日(月)の正午までとする。ただし、4の(1)のウに示す通学区域外からの高等学校入学志願に必要な書類等の提出期間は、平成27年2月5日(木)から2月27日(金)の正午までとする。

6 志願書類等の受付

高等学校長は、中学校長から提出された志願書類等を精査確認の上、受け付けること。なお、受検票には受検番号を記入し、公印を押印して、中学校長を経て受検者に交付するものとする。

7 志願先の変更

- (1) 入学志願書類提出後、志願高等学校の変更を希望する者は、平成27年2月24日(火)から2月27日(金)の正午までの間に、1回に限り他校(同一校内の変更を含む。)へ志願先を変更することができるものとする。
- (2) 前項の志願先の変更をしようとする者は、中学校長を経由して、志願変更届(様式3A P.

14)を志願していた高等学校の校長に提出し、志願変更証明書(様式3B P.14)と、さきに提出した調査書類等を受領し、それらを(1)に示した期間内に志願変更先高等学校長に提出するものとする。

ただし、久留米市立高等学校以外の県立または市町立高等学校から志願先の変更をしようとする者は、新たに入学考査料を納付しなければならない。

- (3) 中学校においては、志願者の入学考査料納付者名簿を作成し、志願先高等学校に提出するものとする。

8 身体に障害がある受検者等への配慮事項

中学校長は、身体に障害がある等のため、通常の方法により学力検査を受検することが困難と認められる者が志願する場合には、特別措置申請書(様式7A P.23)を平成26年12月12日(金)までに志願予定の高等学校長に提出すること。特別措置申請書を提出した者のうち、通常の方法では、受検が困難と認められる者については、障害等の種類や程度、中学校における配慮事項等を勘案し、あらかじめ特別受検室を設けるなど検査方法、検査場等について適切な措置を講じるものとする。なお、聴覚障害者が英語リスニングテストの特別措置を受けようとする場合は(四)の3により申し出ること。

9 その他

久留米商業高等学校経営科学科特別進学コースへの志願者は、入学願書提出の際、経営科学科を第2志望として、志願することができるものとする。

(三) 学 力 検 査

1 検 査 教 科

国語、数学、社会、理科及び外国語(英語)について福岡県立高等学校と同一期日、同一問題で行う。なお、外国語(英語)については、(四)によりリスニングテストを行うものとする。

各教科の配点は60点とする。

2 検 査 期 日 ・ 時 間 割 等

平成27年3月10日(火)

検 査 時 間 割

教 科	入 室 と 注 意	検 査 時 間	休 憩
国 語	9:30 ~ 9:40	9:40 ~ 10:25	10:25 ~ 10:40
数 学	10:40 ~ 10:45	10:45 ~ 11:30	11:30 ~ 11:45
社 会	11:45 ~ 11:50	11:50 ~ 12:35	12:35 ~ 13:35
理 科	13:35 ~ 13:40	13:40 ~ 14:25	14:25 ~ 14:40
外 国 語(英語)	14:40 ~ 14:45	14:45 ~ 15:35	

細部の諸注意については、検査場高等学校において示すものとする。

なお、学力検査当日、不慮の事故等真にやむを得ない理由により受検できなかった者については、後日追検査を行うことができる。

3 検 査 場 等

(1) 検 査 場

検査は、志願先高等学校において行うものとする。

(2) 採 点

採点は、志願先高等学校において行うものとする。

4 検 査 場 責 任 者

各志願先高等学校長を検査場責任者とする。

(四) 英 語 リ ス ニ ン グ テ ス ト

1 実 施 方 法

各検査場ごとに録音音源により、校内放送設備を用いて一斉に行う。

2 実 施 時 間 割

外国語（英語）学力検査の時間割を下表のとおりとする。

外国語（英語）学力検査時間割

内 容		時 間		合 図
第5時限 外国語 (英語)	入室と注意		14 : 40	予鈴（学校のベル）
	リスニングテスト問題及び筆記テスト問題 配布		14 : 45	
	リスニングテスト	開始時刻	14 : 45	学校のベル(そのあと すぐ放送を流す)
		終了時刻	14 : 55	放送（リスニングテス ト終了後、引き続き筆 記テストを実施）
	筆記テスト	開始時刻		
		終了時刻	15 : 35	学校のベル

3 そ の 他

聴覚障害者が受検する場合には、中学校長は英語リスニングテスト特別措置申請書（様式7 B P.24）を平成27年1月13日（火）までに、志願予定の高等学校長に提出すること。

(五) 選 抜 の 方 法

- 1 調査書の「各教科の学習の記録」の第3学年における各教科の評定の数値の合計によって序列を定めるとともに、学力検査の総点によって序列を定める。
- 2 調査書及び学力検査の序列がともに校長が定める一定数（入学定員以内）に入っている者をA群とし、その他の者をB群とする。
- 3 A群については、調査書に特に支障がなければ、入学予定者とする。
- 4 A群の者のうち入学予定者とならなかった者及びB群の者については、調査書の「各教科の学習の記録」の第3学年における各教科の評定の数値以外の記載事項を重視しながら、上記1により定める調査書の序列、学力検査の序列及びその他の資料をも精査し、総合的に選考して、上記3の入学予定者と併せて、可否を決定する。

なお、各高等学校において、その特色等に応じ、調査書の記載事項のうち特に重視する部分を定

め、選考するものとする。

- 5 過年度中学校卒業生については、調査書の内容が中学校卒業時のものに固定されているところから、本人の不利にならないよう考慮するものとする。
- 6 調査書の「出欠の記録」及び「健康の記録」については、修学上はなほだしい支障のない限り、等差をつける資料としない。

(六) 合 格 者 発 表

平成27年3月17日（火）午前9時 志願先高等学校で行うものとする。

なお、各志願先高等学校のホームページ上でも同日午前9時30分から午後0時30分までの3時間、合格者番号の掲載を行う。

久留米商業高等学校 <http://www.kyusho.kurume.ed.jp>

南 筑 高 等 学 校 <http://www.nanchiku.kurume.ed.jp>

(七) 推 薦 入 学

1 対 象 学 科 等

- (1) 久留米商業高等学校
 - (ア) 経営科学科
 - (イ) 経営科学科特別進学コース
- (2) 南筑高等学校
 - (ア) 普通科

2 募 集 人 員

- (1) 久留米商業高等学校経営科学科、経営科学科特別進学コースにあつては、その入学定員の30%程度とする。
- (2) 南筑高等学校普通科にあつては、その入学定員の30%程度とし、その他、指定の部活動に特別推薦を設ける。

3 出 願 資 格

推薦入学を志願できる者は、次の条件を満たし、中学校長の推薦を受けた者とする。

- (1) 学区内に居住し、平成27年3月中学校卒業見込みの者
- (2) 志願する動機・理由が明白、適切であること。
- (3) 志願する学科、コースに対する適性及び興味・関心を有すること。
- (4) 合格した場合、入学する意志が確実であると認められる者であること。
- (5) 志願する学科、コースの教育を受けるにふさわしい学業成績であること。
- (6) その他志願先高等学校長が定める出願資格を満たす者であること。

4 出 願 の 制 限

出願は、1校に限るものとする。

5 推 薦 適 任 者 の 選 考

推薦に当たっては、中学校ごとに校長を委員長とする推薦委員会を設置して、厳正、公平に選考し、適切な推薦を行うものとする。

6 入 学 志 願 手 続

- (1) 志 願 書 類
 - ア 推 薦 入 学 願 書 (様式推1 P.25・26)

- イ 志 願 理 由 書 (志願先高等学校が定める様式)
- ウ 推 薦 書 (志願先高等学校が定める様式)
- エ 調 査 書 (様式5 P.15)
- オ 評 定 一 覧 表 (様式6A P.19)
- カ 評 定 分 布 表 (様式6B P.20)
- キ 入学考査料領収証書 (2,100円を所定の納付書により納付した領収証書)
- ク 入学考査料納付者名簿

(2) 出 願 手 続

中学校長は、平成27年2月2日(月)から2月5日(木)正午までの間に、(1)の志願書類を志願先高等学校長に提出すること。

7 面 接 及 び 作 文 試 験 等

- (1) 推薦入学志願者については、志願者全員に面接及び作文を実施するものとする。
久留米商業高等学校においては、3(6)のうち、特定の部活動を志願する者に、実技試験を実施するものとする。
- (2) 面接、作文試験等の期日、場所
 - ア 期 日 平成27年2月9日(月)
 - イ 場 所 志願先高等学校

8 選 考

高等学校長は、中学校長から提出された書類及び面接等の結果を資料として、総合的に選考して、合格者を内定するものとする。

9 選 考 結 果 の 通 知

選考の結果については、平成27年2月16日(月)午前9時に、志願先高等学校長から、推薦入学選考結果通知書を中学校長に交付する。

10 合 格 者 発 表

平成27年3月17日(火)午前9時に、志願先高等学校で行う(一般入学者選抜の合格者発表と同時に進行)。

なお、各志願先高等学校のホームページ(P.5に掲載)上でも同日午前9時30分から午後0時30分までの3時間、合格者番号の掲載を行う。

11 そ の 他

推薦入学者選抜で合格内定とならなかった者は、再度、一般入学者選抜に出願することができる。
この場合は、改めて入学願書等を提出しなければならない(同じ久留米市立高等学校であれば、入学考査料は不要)。

推薦入学者選抜に関する日程表

月 日 (曜 日)	事 項
2月 2日(月) ～ 2月 5日(木) 正午	入 学 願 書 受 付 (推薦入学願書・志願理由書・推薦書・調査書・評定一覧表・ 評定分布表・入学考査料領収証書・入学考査料納付者名簿)
2月 9日(月)	面 接 及 び 作 文 試 験 等
2月16日(月) 午前9時	選 考 結 果 の 通 知
3月17日(火) 午前9時	合 格 者 発 表

(八) 第Ⅲ期入学者選抜

1 実 施 校

南筑高等学校 普通科

2 募 集 人 員

次の人数の合計とする。

(1) 10名

(2) 一般・推薦入学者選抜の合格者発表時において、募集人員を下回る人数

3 出 願 資 格 及 び 受 検 資 格

(1) 第Ⅲ期入学者選抜に志願できる者は、次の条件を満たす者とする。

平成27年度久留米市立高等学校入学者選抜と同一期日の県内県立又は市町立高等学校の入学者選抜に志願している者で、南筑高等学校を志願していない者（この場合に限り併願できる）。

(2) 第Ⅲ期入学者選抜に受検できる者は、次の条件を全て満たす者とする。

ア 上記(1)により志願した者のうち、入学者選抜で合格とならなかった者

イ 平成27年3月18日（水）試験当日に入学考査料（2,100円）を納付した者

4 入 学 志 願 手 続

(1) 中学校長を経て志願先高等学校長へ提出する書類

ア 第Ⅲ期入学願書 (様式Ⅲ P.27・28)

イ 調 査 書 (様式5 P.15)

ウ 評 定 一 覧 表 (様式6A P.19)

エ 評 定 分 布 表 (様式6B P.20)

オ 志願者名簿一覧表

(2) 出 願 期 間

平成27年2月16日（月）から2月27日（金）の正午までとする。

5 学 力 検 査 及 び 面 接

(1) 検 査 教 科

国語、数学、外国語（英語）の3教科各30分とする。

ただし、リスニングテストは行わない。

(2) 面 接

受検者全員に面接を行うものとする。

(3) 学力検査及び面接の日時及び場所

ア 日 時 平成27年3月18日（水）午前8時30分から

イ 場 所 南筑高等学校

6 選 抜 の 方 法

学力検査、調査書及び面接の結果を併せて総合的に行うものとする。

7 合 格 者 発 表

平成27年3月19日（木）午前9時に、南筑高等学校で行うものとする。

8 入 学 手 続 及 び 説 明 会

平成27年3月19日（木）午後1時に、南筑高等学校で行うものとする。

9 そ の 他

学力検査及び面接日に入学考査料（2, 100円）と受検票を持参すること。

ただし、3（1）の入学者選抜において久留米商業高等学校を受検した者については、入学考査料は不要であるが、初回受検の際の入学考査料領収証のコピーを持参すること。

（九） 補 充 募 集

1 実 施 校

- （1） 久留米商業高等学校において、合格者発表時に、合格者の人数が10人以上入学定員を下回る学科、コースにおいては、補充募集を行うものとする。

南筑高等学校においては、（八）・2・（2）で対応する。

- （2） 実施については、平成27年3月17日（火）に久留米市教育委員会において発表するものとする。

2 出 願 資 格

- （1） 学力検査の期日及び内容が、平成27年度久留米市立高等学校入学者選抜と同一の県内県立又は市町立高等学校の入学者選抜で定められた検査教科を受検して不合格となった者。

- （2） 平成27年度の久留米市立高等学校入学者選抜の学力検査において、定められた検査教科を受検して不合格となった者。ただし、久留米商業高等学校における、同一学科、同一コース（第2志望を含む。）の再受検は認めない。

3 出 願 期 間

平成27年3月18日（水）から3月23日（月）の正午までとする。

4 志 願 書 類

- （1） 中学校長を経て志願先高等学校長へ提出する書類

ア 補充募集入学願書 （様式補 P.29・30）

イ 入学考査料 （2, 100円を所定の納付書により納付した領収証書）

ウ 入学考査料納付者名簿

- （2） 初回受検高等学校長から志願先高等学校長へ提出する書類

ア 調査書の写し

イ 学力検査の成績に関する証明書

5 面 接

- （1） 補充募集においては、志願者全員に面接を行うものとする。

- （2） 面接期日

平成27年3月24日（火）

6 選 抜 の 方 法

学力検査及び面接の結果並びに調査書等を総合して選抜するものとする。

なお、学力検査については、初回受検校での結果を利用するものとする。

7 合 格 者 発 表

平成27年3月26日（木）午前9時に、志願先高等学校で行うものとする。

(十) そ の 他

- 1 この要項に定めるもののほか詳細については、各高等学校長に通知するものとする。
- 2 入学願書及び受検票の用紙等は、各高等学校において、この要項に示す様式に準じて作成するものとする。
- 3 入学願書及び受検票等出願に必要な用紙は、志願先高等学校において配布するものとする。
- 4 学力検査の教科別得点及び総合得点については、久留米市個人情報保護条例（平成3年久留米市条例第17号）第14条の規定により、久留米市教育委員会へ開示を請求することができる（なお、請求手続には、受検票及び本人確認書類〔生徒手帳など〕が必要）。
ただし、本年度の学力検査に係る開示は、平成27年3月20日（第Ⅲ期入学者選抜の合格発表の日の翌日）からとする。なお、補充募集が行われる場合は、平成27年3月27日（当該補充募集の合格発表の日の翌日）からとする。
- 5 不正の事実が判明したときは、合格又は入学許可を取り消す等の措置を講ずることがある。

入 学 考 査 料 納 付 金 融 機 関 名

㈱ 福岡銀行	(本店及びすべての支店を含む。)
㈱ 筑邦銀行	(〃)
㈱ りそな銀行	(〃)
㈱ 三井住友銀行	(〃)
㈱ みずほ銀行	(〃)
㈱ 三菱東京UFJ銀行	(〃)
㈱ 肥後銀行	(〃)
㈱ 佐賀銀行	(〃)
㈱ 西日本シティ銀行	(〃)
㈱ 親和銀行	(〃)
㈱ 佐賀共栄銀行	(〃)
㈱ 熊本ファミリー銀行	(〃)
㈱ 福岡中央銀行	(〃)
㈱ 十八銀行	(〃)
㈱ 北九州銀行	(〃)
筑後信用金庫	(〃)
大川信用金庫	(〃)
福岡県南部信用組合	(〃)
とびうめ信用組合	(〃)
九州労働金庫	(〃)
久留米市農業協同組合	(本・支店)
にじ農業協同組合	(本・支店)
みい農業協同組合	(本・支所)
福岡大城農業協同組合	(〃)
三潯町農業協同組合	(〃)

(様式1)

(注) 1 ※印欄は高等学校で記入する。
2 性別の欄は男女の別を記入する。
3 この受検票の交付をもって、入学考査料
領収証書の受付証交付に代える

切 取

15

受 検 者 心 得

- 1 この受検票は検査当日必ず携行し、受検中は監督者に見えるように常に机上に置いておくこと。
- 2 受検に当たって必要なもの
受検票・鉛筆(シャープペンシルも可)・消しゴム・鉛筆削り
- 3 計算機能付腕時計等計算用具、その他、学力検査の公正さを損なうおそれのあるものの検査室への持ち込みは認めない。
- 4 携帯電話及びその他の通信機器の検査室への持ち込みは認めない。
- 5 検査期日
平成27年3月10日(火)
- 6 検査時間割

	教 科	検 査 時 間
1	国 語	9:40～10:25
2	数 学	10:45～11:30
3	社 会	11:50～12:35
4	理 科	13:40～14:25
5	外国語 (英語)	14:45～15:35

切 取 り

(様式2)

通学区域外からの高等学校入学志願申請書					
久留米市教育委員会教育長 殿			平成27年 月 日		
			本人氏名 _____		
			保護者氏名 _____ 印		
下記のとおり申請します。					
本人	現住所		保護者	現住所	
	出身中学校名				
	氏名				
	生年月日	昭和 年 月 日生 平成		氏名	
志願先高等学校		久留米市立 高等学校			
理由（具体的に記述すること。）					
上記のとおり相違ないことを証明します。					
平成27年 月 日					
_____ 中学校長 印					

(注) この申請書は、他の必要書類とともに志願先高等学校長に提出すること。

(様式3A)

平成27年 月 日

久留米市立 高等学校長 殿

中学校長 印

志 願 変 更 届

さきに貴校を志願していた本校生徒（卒業生） は

（受検番号第 号）

立 高等学校に志願を変更しますので、提出書類の還

付をお願いします。

..... (切 取 り)

(様式3B)

平成27年 月 日

立 高等学校長 殿

久留米市立 高等学校長 印

志 願 変 更 証 明 書

下記の者は平成27年 月 日本校に志願変更届を提出したことを
証明します。

記

1 出身中学校名

2 志 願 者 氏 名

3 受 検 番 号 第 号

I 調査書の記入について

A 学籍の記録

- (1) 志願者欄は、志願者の氏名、ふりがな、生年月日、現住所を記入し、男・女の項は、該当するものを○で囲む。
- (2) 教育的配慮が必要な外国籍の生徒の記入方法については、中学校生徒指導要録（以下「指導要録」という。）の記入方法に準じ、ふりがな、氏名ともに本名を記入し、上段に括弧書きで通称を記入する。

ふりがな	(つうしょう) ほんみょう
氏 名	(通 称) 本 名

- (3) 卒業等欄は、卒業見込み又は卒業の該当するものを○で囲み、その年月日を記入する。

B 出欠の記録

- (1) 欠席日数欄は、各学年ごとの欠席日数を記入する。ただし、第3学年に在学中の者は、平成27年1月末日現在で記入する。
- (2) 欠席日数欄は、欠席がない場合は0と記入する。
- (3) 備考欄は、欠席日数が連続7日以上又は学年を通じて合計50日以上に及ぶ場合に欠席の主な理由等を記入する。

C 健康の記録

- (1) 結核、その他疾病等のない者については、異常なしを○で囲み、他の欄の記入を要しない。
- (2) 結核の欄は、結核の疾病がある者について記入する。
なお、精密検査を受けた者については、A～C2のいずれかを○で囲み、検査年月日を記入する。
- (3) その他の疾病等の欄は、結核以外の修学上留意すべき疾病がある者及び修学上配慮すべき異常がある者について記入する。
- (4) 備考欄は、健康に関する指導上、特に必要があれば記入する。

D 各教科の学習の記録

1 必修教科

- (1) 観点別学習状況欄は、指導要録の記入要領に準じて観点ごとに「十分満足できる」状況と判断されるものをA、「おおむね満足できる」状況と判断されるものをB、「努力を要する」状況と判断されるものをCとして記入する。
- (2) 評価欄は、第1学年及び第2学年分については、指導要録から転記する。第3学年分については、指導要録の記入要領に準じて、「十分満足できると判断されるもののうち、特に程度が高い」状況と判断されるものを5、「十分満足できる」状況と判断されるものを4、「おおむね満

足できる」と判断されるものを3,「努力を要する」状況と判断されるものを2,「一層努力を要する」と判断されるものを1として記入する。

2 選択教科

- (1) 教科欄は、履修した教科名を記入する。
- (2) 学習の状況欄は、各教科について、それぞれの学習成果が十分選抜の資料として生かされるよう、学習目標に応じ設定した観点等を踏まえて学習の状況を記入する。
- (3) 学年欄は、履修した学年を記入する。
- (4) 評定欄は、指導要録の記入要領に準じて評定を3段階で決定した上で、「十分満足できる」状況と判断されるものをA,「おおむね満足できる」状況と判断されるものをB,「努力を要する」状況と判断されるものをCとして記入する。
- (5) 学年・教科ごとに適宜横線を引いて欄を区切ること。

E 総合的な学習の時間の記録

総合的な学習の時間の記録については、指導要録の記入要領に準じて、この時間に行った学習活動及び指導の目標や内容に基づいて定めた評価の観点等を踏まえて特記すべき事項を記入する。

F 特別活動の記録

特別活動の記録については、指導要録の記入要領に準じて、十分満足できる状況にあると判断される場合には、○印を記入する。

G 行動の記録

第3学年の行動の記録については、指導要録の記入要領に準じて各項目ごとにその趣旨に照らして十分満足できる状況にあると判断される場合には、○印を記入する。

H 総合所見

総合所見については、以下の事項等を総合的に記入する。

- (1) 各教科や総合的な学習の時間の学習に関する所見
なお、音楽、美術、保健体育、技術・家庭の各必修教科に関して、それぞれの学習成果が十分選抜の資料として生かされるよう、指導要録の学習の記録の観点等を参考として、特記すべき事項を記入すること。
- (2) 特別活動における生徒の活動に関する主な事実及び所見
- (3) 学習に対する努力や学習態度等の日常の学習状況
- (4) 進路に対する意識
- (5) 学校内外におけるスポーツ活動・文化活動・社会活動・ボランティア活動等
- (6) 趣味・特技
- (7) その他進学上参考となる事項等

I 居住証明

居住証明については、記入の必要はないものとする。

その他

- (1) 証明年月日、中学校名を記入し、公印を押印する。
- (2) ※印の欄は、志願先高等学校で記入する。

Ⅱ 調査書の記入不備等の場合について

調査書は、高等学校入学者選抜のために必要かつ重要な資料であるので、志願先高等学校長が不備であると判断したものについては、受け付けることができない。

Ⅲ 過年度中学校卒業者に係る調査書の記入上の留意点について

平成27年度の久留米市立高等学校入学者選抜における過年度中学校卒業生（以下「過年度卒業生」という。）の調査書の記入に当たっては、以下の点に留意すること。

- 1 「平成21年3月以前の卒業者に係る調査書」について
「B 出欠の記録」欄から「I 居住証明」欄までの欄は空欄になること。
- 2 「D 各教科の学習の記録」について
「評定（第3学年）」欄
卒業見込みで作成した評定一覧表又は学級評定一覧表の評定値を転記すること。
※ 学級評定一覧表・・・志願者が在籍した学級の生徒全員分の評定を中学校生徒指導要録から要項様式「様式6A」に転記したもの。
- 3 「I 居住証明」について
居住証明については、記入の必要はないものとする。

(様式 6A)

平成 年度卒業（見込み）第 3 学年 評定一覧表 第 枚中の 枚 中学校長 印

区分 番号	氏 名	評 定										備考
		国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	外国語 (英語)	段階値の合計	
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
21												
22												
23												
24												
25												
26												
27												
28												
29												
30												
31												
32												
33												
34												
35												
36												
37												
38												
39												
40												
小計											※	
小 計	評定 5 の数										a	a×5
	評定 4 の数										b	b×4
	評定 3 の数										c	c×3
	評定 2 の数										d	d×2
	評定 1 の数										e	e×1
	計											※

※欄の数字は一致すること。

(様式 6B)

平成 年度卒業（見込み）第 3 学年 評定分布表

中学校長 印

教科		評定	5	4	3	2	1	計
国語	人数 (人)							
	割合 (%)							100
社会	人数 (人)							
	割合 (%)							100
数学	人数 (人)							
	割合 (%)							100
理科	人数 (人)							
	割合 (%)							100
音楽	人数 (人)							
	割合 (%)							100
美術	人数 (人)							
	割合 (%)							100
保健体育	人数 (人)							
	割合 (%)							100
技術・家庭	人数 (人)							
	割合 (%)							100
(英語) 外国語	人数 (人)							
	割合 (%)							100

I 評定一覧表（様式 6 A）作成上の留意点について

- 1 A 4 判で作成すること。
- 2 氏名欄は、高等学校提出分については当該高等学校を志願する者について記入し、久留米市教育委員会提出分には全員について記入すること。
- 3 評定欄は、学年全員についてその評定を記入すること。学級ごと別紙となる場合等 2 枚以上になるときは各紙ごとの小計を記入し、最後の用紙には学年全員の合計欄を作り記入すること。
- 4 評定は、目標に準拠した評価（いわゆる絶対評価）による評定を記入すること。
- 5 ※欄の数は一致するものであること。
- 6 原則として、特別支援学級に在籍する生徒についても評定一覧表に記入し、学年全員の合計に加えること。また、特別支援学級に在籍する生徒で特別支援学校（知的障害）に準ずる教育課程を編成している場合は、その旨備考欄に記入すること。
- 7 普通学級に在籍する生徒と特別支援学級に在籍する生徒の評定一覧表を別葉（普通学級に係るものを 1 組、特別支援学級に係るものを 1 組）として作成しても差し支えないが、この場合においては、評定分布表（様式 6 B）についてもそれぞれに別葉として作成すること。
なお、受検者がいない特別支援学級の評定一覧表及び評定分布表については、必ずしも提出の必要はないが、作成しておくことが望ましいものであること。

II 評定分布表（様式 6 B）作成上の留意点について

- 1 A 4 判で作成すること。
- 2 人数欄は、評定一覧表（様式 6 A）におけるそれぞれの評定の合計値を記入すること。
- 3 割合欄は、学年全員に対する各評定ごとの割合を百分率で小数第 1 位まで記入する（小数第 2 位を四捨五入する）こと。
- 4 3 の結果、割合の合計が 100%にならなかった場合は、該当教科の各評定の中で一番大きい割合を占める評定の数値を調整し、割合の合計を 100%にすること。また、一番大きい割合を占める評定の数値が複数ある場合は、その数値のいずれかを調整すること。

III 過年度中学校卒業者に係る評定一覧表の取扱いについて

平成 27 年度久留米市立高等学校入学選抜における過年度中学校卒業者の評定一覧表の取扱いについては、以下のとおりとするので、留意すること。

- 1 平成 26 年 3 月卒業者・・・卒業見込みで作成した評定一覧表を提出すること。
- 2 平成 25 年 3 月卒業者・・・卒業見込みで作成した評定一覧表を提出すること。
- 3 平成 24 年 3 月卒業者・・・卒業見込みで作成した評定一覧表を提出すること。
- 4 平成 23 年 3 月卒業者・・・学級評定一覧表又は卒業見込みで作成した評定一覧表を提出すること。
- 5 平成 22 年 3 月卒業者・・・学級評定一覧表又は卒業見込みで作成した評定一覧表を提出すること。

6 平成 21 年 3 月卒業者・・・提出の必要なし。

なお、提出の際は、様式中「(見込み)」を二重線で消すこと。

※ 学級評定一覧表・・・志願者が在籍した学級の生徒全員分の評定を中学校生徒指導要録から
要項様式「様式 6A」に転記したもの。

IV 過年度中学校卒業者に係る評定分布表の取扱いについて

平成 27 年度久留米市立高等学校入学者選抜における過年度中学校卒業者の評定分布表の取扱い
については、以下のとおりとするので、留意すること。

1 平成 22 年 3 月以降の卒業者・・・卒業見込みで作成した評定分布表を提出すること。

2 平成 21 年 3 月以前の卒業者・・・提出の必要なし。

なお、提出の際は、様式中「(見込み)」を二重線で消して提出すること。

(様式 7 A)

特 別 措 置 申 請 書

平成 年 月 日

久留米市立

高等学校長 殿

中学校長 印

貴校志願予定の本校生徒（卒業生）（男・女）の障害等の状況は下記のとおりですので、受検（英語リスニングテストを除く。）に当って、適切な措置をとられるようお願いいたします。

障 害 等 の 種 類 ・ 程 度	
中学校における生活状況及び指導上の配慮事項	
受検上必要と考えられる特別な配慮事項	

- (注) 1. この特別措置の対象となる者は、身体に障害がある等のため通常の方法により受検することが困難と認められる者とする。
- 2 障害等の種類・程度欄には、医師の診断結果等に基づいて具体的に記入すること。
- 3 申請書の記載内容のみでは障害等の程度を十分に把握できない場合には、医師の診断書等を添付すること。

(様式 7 B)

英語リスニングテスト特別措置申請書

平成 年 月 日

久留米市立

高等学校長 殿

中学校長 印

貴校志願予定の本校生徒（卒業生）（男・女）の聴覚障害の状況は下記のとおりですので、英語リスニングテストについて、適切な措置をとられるようお願いいたします。

障害の種類・程度	
中学校における生活状況及び指導上の配慮事項	
備考	

- (注) 1 この特別措置の対象となる者は、原則として両耳の聴力レベルが30デシベル以上の者とする。
ただし、補聴器の使用により、英語リスニングテストの通常の受検が可能となる者を除く。
- 2 障害の種類・程度欄には、聴力レベル等を具体的に記入すること。
- 3 備考欄には、補聴器を使用し、かつ、別室において音量増大等の措置を講じた場合に、聞き取りが可能かどうかについての所見を記入すること。
- 4 申請書の記載内容のみでは障害の程度を十分に把握できない場合には、医師の診断書等を添付すること。

受 検 票

学 科			
※受検番号	第	号	
ふりがな		性 別	
氏 名			
生年月日	平成	年 月 日	生
出 身 中学校名	中学校		
久留米市立	高等学校長	志願先高等 学校長公印	

- (注) 1 ※印欄は高等学校で記入する。
 2 性別の欄は男女の別を記入する。
 3 この受検票の交付をもって、入学検査料
 領収証書の受付証交付に代える。

(様式推1)

受付年月日		受付番号		受付者印	
推 薦 入 学 願 書 久留米市立 高等学校長 殿 平成27年 月 日 本人氏名 保護者氏名 ⑩					
貴校 全日制課程 科 に入学を志願します。					
区 分	本 人		保 護 者		
ふりがな		性 別			
氏 名					
生年月日	平成	年 月 日	/		
現 住 所					
出身中学校名	中学校		本人との関係		
備 考			「本人との関係」欄には、例えば 父、母、叔父等と記入すること。		

受 検 者 心 得

- 1 この受検票は面接、作文、実技試験当日必ず携帯すること。
- 2 携帯電話及びその他の通信機器の検査室への持ち込みは認めない。

- 3 面接等の期日及び集合時刻

平成27年2月9日(月)

時 分

切

取

り

第Ⅲ期入学受検票

学科	普通科	
※受検番号	第	号
ふりがな	性別	
氏名		
生年月日	昭和 平成	年 月 日生
出身 中学校名	中学校	
久留米市立 南 筑 高等学校長 志願先高等 学校長公印		

- (注) 1 ※印欄は高等学校で記入する。
2 性別の欄は男女の別を記入する。

(様式Ⅲ)

受付年月日		受付番号	受付者印
第Ⅲ期入学願書 平成27年 月 日 久留米市立 南 筑 高等学校長 殿 貴校 全日制課程 普通科 に入学を志願します。 本人氏名 _____ 印 保護者氏名 _____ 印			
区分 ふりがな	本人 性別		保護者
氏名			
生年月日	昭和 平成	年 月 日生	
現住所			
出身中学校名	中学校	本人との関係	
初回受検予定校 及び学科(コース)	立 科 高等学校 コース	「本人との関係」欄には、例えば 父、母、叔父等と記入すること。	

受 検 者 心 得

- 1 この受検票は検査当日必ず携行し、受検中は監督者に見えるように常に机の上に置いておくこと。
- 2 受検に当たって必要なもの
受検票・鉛筆(シャープペンシルも可)・
消しゴム・鉛筆削り
- 3 計算機能付腕時計等計算用具、その他の
学力検査の公正さを損なうおそれのあるも
のの検査室への持ち込みは認めない。
- 4 携帯電話及びその他の通信機器の検査
室への持ち込みは認めない。
- 5 検査期日及び集合時刻
平成27年3月18日(水)
午前 8時 30分
- 6 検査当日、入学検査料(2,100円)と
本受検票を受付に提示すること。

切 取 り

受 検 票

学 科			
※受検番号	第	号	
ふりがな		性 別	
氏 名			
生年月日	昭和 平成	年 月 日 生	
出 身 中学校名	中学校		
久留米市立久留米商業高等学校長 志願先高等 学校長公印			

(注) 1 ※印欄は高等学校で記入する。
 2 性別の欄は男女の別を記入する。
 3 この受検票の交付をもって、入学査料
 領収証書の受付証交付に代える。

(様式補)

受付年月日		受付番号	受付者印
補 充 募 集 入 学 願 書 久留米市立 久留米商業 高等学校長 殿 平成27年 月 日			
本人氏名		保護者氏名	
貴校 全日制課程 経営科学 科 に入学を志願します。 経営科学科特別進学コース			
区 分	本 人	保 護 者	
ふりがな			
氏 名		性 別	
生年月日	昭和 平成	年 月 日 生	
現 住 所			
出身中学校名	中学校		
初回受検校	立	高等学校 (課程)	本人との関係
初回受検校での学科(コース)(系・受検番号)	科 コース) 系	第 号	「本人との関係」欄には、例えば 父、母、叔父等と記入すること。

受 検 者 心 得

- 1 この受検票は面接試験当日必ず携帯すること。
- 2 携帯電話及びその他の通信機器の検査室への持ち込みは認めない。

3 面接期日及び集合時刻

平成27年3月24日(火)

時 分

切

取

り

平成27年度 久留米市立高等学校入学者選抜帰国生徒等特例措置実施要項

1 目 的

この要項は、平成27年度久留米市立高等学校入学者選抜に当たり、帰国生徒等について、必要な特例措置を講じることにより、その適切な受入れを図ることを目的とする。

2 一般学力検査の特例措置

(1) 対 象 者

- ア 帰国孤児子女又は外国人生徒等で、原則として、帰国若しくは入国後小学校4年以上の学年に編入学した者、又は帰国若しくは入学時にすでに学齢を超過してわが国の小・中学校に編入学できなかった者で、平成20年1月1日以降に帰国若しくは入国した者
- イ 帰国孤児子女以外の帰国生徒で、現地校に引き続き3年以上在学し、かつ、原則として、平成26年1月1日以降に帰国した者

(2) 特例措置の内容

ア 学力検査時間の延長

学力検査時間を「国語」は25分、他の教科は15分延長し、その時間割は次のとおりとする。

検 査 時 間 割

教 科	入室と注意	検 査 時 間	休 憩
国 語	8:45 ～ 8:55	8:55 ～ 10:05	10:05 ～ 10:20
数 学	10:20 ～ 10:25	10:25 ～ 11:25	11:25 ～ 11:40
社 会	11:40 ～ 11:45	11:45 ～ 12:45	12:45 ～ 13:20
理 科	13:20 ～ 13:25	13:25 ～ 14:25	14:25 ～ 14:40
外国語（英語）	14:40 ～ 14:45	14:45 ～ 15:50	

※ 外国語（英語）学力検査における検査時間の延長は、筆記テストについて行う。また、外国語（英語）学力検査の時間割は、筆記テストの終了時刻を除き、平成27年度久留米市立高等学校入学者選抜要項の（四）の2に準じる。

イ 学力検査問題の漢字の振り仮名

学力検査問題の一部について、別に漢字振り仮名表を用意するものとする。

ウ 検 査 場

学力検査は、志願先高等学校において帰国生徒等特例学力検査室を設けて行う。

(3) 申 請 手 続

- ア この特例措置の適用を受けようとする者は、入学願書等提出の際、帰国生徒等特例措置適用申請書（別紙様式1 P.33）を志願先高等学校長に提出するものとする。
- イ 高等学校長は、上記申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、当該申請者に対し、帰国生徒等特例措置適用証明書（別紙様式2 P.34）を交付するものとする。
- ウ この特例措置の適用を受ける者は、学力検査当日、上記帰国生徒等特例措置適用証明書を検査場に携行しなければならない。

3 出願期限の弾力化

高等学校長は、海外の日本人学校の卒業者等で、帰国後直ちに入学志願手続きを行おうとする者が、やむを得ない理由により出願期限に遅れたものと認められる場合には、久留米市教育委員会教育部学校教育課長と協議の上、当該出願を受け付けることができるものとする。

4 そ の 他

この要項に定めのない事項については、平成27年度久留米市立高等学校入学者選抜要項によるものとする。

(別紙様式1)

帰国生徒等特例措置適用申請書				
久留米市立		高等学校長 殿		平成27年 月 日
入学志願者氏名 _____ (性別 _____)				
(平成 年 月 日生)				
保護者氏名 _____ 印				
下記の事項が事実と相違ないことを誓約しますので、平成27年度入学者選抜において、帰国生徒等の特例措置を適用されるよう申請します。				
特例措置の区分		一般学力検査		
対象者区分		ア 帰国孤児子女又は外国人生徒 イ その他 (該当に○印)		
海外在留地名				
在留期間		年 月 日 ~ 年 月 日		
学校教育歴	学 校 名	所在地 (国名・都市名)	在 学 学 年	在 学 期 間
			年 ~ 年	年 月 ~ 年 月
その他	(特に参考となることがあれば記入して下さい)			
上記のとおり相違ないことを証明します。				
平成27年 月 日				
_____ 中学校長 印				

(注) 1 (性別) 内には男女の別を記入すること。

2 日本に出身中学校がない場合は、中学校長の証明は必要ではないが、他の証明資料等があれば、提示すること。

(別紙様式2)

帰国生徒等特例措置適用証明書

入学志願者氏名 _____

受 検 番 号 _____

上記の者は、平成27年度入学選抜において、帰国生徒等の特例措置を受ける者であることを証明します。

平成27年 月 日

久留米市立

高等学校長 印

(注) この証明書は、学力検査当日、必ず検査場に持って行き、受検票と一緒に検査監督者に見せること。

久留米市立高等学校入学者選抜に関する日程表

1 一般入学者選抜に関する日程

月 日 (曜 日)	事 項	提 出 書 類 等
2月 5日 (木) ～ 2月 27日 (金) 正 午	通学区域外からの高等学校入学志願申請受付	① 通学区域外からの高等学校入学志願申請書 ② 下記入学願書受付欄の①～⑤ ③ その他必要な証明書等 (転勤証明書、居住予定の住所を明らかにする書類等)
2月 16日 (月) ～ 2月 23日 (月) 正 午	入 学 願 書 受 付	① 入学願書 ② 入学考査料領収証書 2,100 円を所定の納付書により納付した領収証書 ③ 調査書 「居住証明」欄に証明は不要 ④ 評定一覧表及び評定分布表 ⑤ 入学考査料納付者名簿
2月 24日 (火) ～ 2月 27日 (金) 正 午	志 願 先 変 更 受 付	① はじめに志願した高等学校長へ志願変更届を提出する。 ② はじめに志願した高等学校長の志願変更証明書及び次の書類を志願変更先高等学校へ提出する。 ア 久留米市立高等学校へ提出する場合 (1) 入学願書 (2) 入学考査料領収証書 (久留米市立高等学校間の変更についてはその写し) (3) 調査書 (4) 評定一覧表及び評定分布表 (5) 入学考査料納付者名簿 イ 県立高等学校へ提出する場合 県立高等学校入学者選抜要項による。
3月 10日 (火)	学 力 検 査	
3月 17日 (火) 午前 9 時	合 格 者 発 表	

2 推薦入学者選抜に関する日程

月 日（曜日）	事 項	提 出 書 類 等
2月2日（月） ～ 2月5日（木） 正 午	入 学 願 書 受 付	① 推薦入学願書 ② 志願理由書 ③ 推薦書 ④ 入学考査料領収証書 2,100 円を所定の納付書により納付した領収証書 ⑤ 調査書 「居住証明」欄に証明は不要 ⑥ 評定一覧表及び評定分布表 ⑦ 入学考査料納付者名簿
2月9日（月）	面接、作文、実技試験	
2月16日（月） 午前9時	選 考 結 果 の 通 知	
3月17日（火） 午前9時	合 格 者 発 表	

3 第Ⅲ期入学者選抜に関する日程

月 日（曜日）	事 項	提 出 書 類 等
2月16日（月） ～ 2月27日（金） 正 午	入 学 願 書 受 付	① 第Ⅲ期入学願書 ② 調査書 「居住証明」欄に証明は不要 ③ 評定一覧表及び評定分布表 ④ 志願者名簿一覧表
3月18日（水）	学力検査及び面接	① 当日、入学考査料2,100円を納付 久留米商業高校を受検した者については、初回受検の際の入学考査料領収証のコピーを持参すること。
3月19日（木） 午前9時	合 格 者 発 表	
3月19日（木） 午後1時	入学手続及び説明会	

久留米市立高等学校の通学区域に関する規則

平成12年9月1日

久留米市教育委員会規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、久留米市立高等学校（以下「市立高校」という。）の通学区域に関し必要な事項を定めるものとする。

(通学区域)

第2条 市立高校の通学区域は、次の表に定めるところによる。

名 称	通 学 区 域
久留米市立久留米商業高等学校	福岡県内全域
久留米市立南筑高等学校	福岡県内全域

2 市立高校に就学する者は、本人又はその保護者が前項に定める通学区域内に居住しているものでなければならない。

(通学区域外からの就学)

第3条 前条第2項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により通学区域外から市立高校へ就学しようとするときは久留米市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の許可を得なくてはならない。

2 前項の許可を得ようとする者は、通学区域外入学志願申請書（別記様式）に市立高校への就学を必要とする理由を証明するに足る書類その他必要な書類を添えて、就学しようとする高等学校を経て、教育長に提出しなければならない。

3 前項の規定により提出した書類の記載事項中に虚偽の事実が判明したときは、教育長は許可を取り消すことができる。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、市立高校の通学区域に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成12年10月6日から施行し、平成13年4月1日以後に市立高校に入学しようとする者から適用する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に市立高校に就学している者及び平成13年3月31日以前に就学しようとする者に係る通学区域については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成14年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の久留米市立高等学校の通学区域に関する規則の規定は、平成15年4月1日以後に市立高等学校に入学しようとする者から適用する。

平成27年度 久留米市立高等学校入学定員一覧表

名 称	課 程	学 科・コース	入学定員	修業年限
久留米商業高等学校	全日制	経 営 科 学 科	160人	3 年
		経 営 科 学 科 特別進学コース	80人	
南 筑 高 等 学 校	全日制	普 通 科	240人	3 年

第 7 2 号議案

勤労青少年ホーム運営委員会委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 1 0 月 2 1 日

教育長 堤 正則

提案理由

勤労青少年ホーム運営委員会委員の辞任に伴い、後任の委員を委嘱しようとするものである。

勤労青少年ホーム運営委員会委員の委嘱について

勤労青少年ホーム運営委員会規則第4条により、下記の者を勤労青少年ホーム運営委員会委員に委嘱する。

記

規則4条の区分	氏 名	所 属	任 期
第3号 厚生労働省関係職員	みぞぐち こういち 溝口 公一	久留米公共職業安定所	平成26年11月1日から 平成28年6月30日まで

勤労青少年ホーム運営委員会委員新旧対照表

区 分	旧名簿		新名簿 (H26. 11. 1～)	
	委員名	所 属	委員名	所 属
第1号 市内に居住する勤労青少年	みたに きみこ 三谷 公子	久留米市勤労青少年ホーム利用者 シティーウィンズ久留米市民吹奏楽団	みたに きみこ 三谷 公子	久留米市勤労青少年ホーム利用者 シティーウィンズ久留米市民吹奏楽団
	いりぐち しんじ 入口 慎治	久留米市勤労青少年ホーム利用者 チームwing(バドミントンサークル)	いりぐち しんじ 入口 慎治	久留米市勤労青少年ホーム利用者 チームwing (バドミントンサークル)
	まえはら ひさよ 前原 寿代	久留米市勤労青少年ホーム利用者 遊戯団ごっこ・ばざあ〜る	まえはら ひさよ 前原 寿代	久留米市勤労青少年ホーム利用者 遊戯団ごっこ・ばざあ〜る
第2号 学識経験者	うえはら きみこ 上原 紀美子	久留米大学 文学部	うえはら きみこ 上原 紀美子	久留米大学 文学部
	ふじむら やよい 藤村 やよい	久留米信愛女学院短期大学 ビジネスキャリア学科	ふじむら やよい 藤村 やよい	久留米信愛女学院短期大学 ビジネスキャリア学科
第3号 厚生労働省 関係職員	もりた けんさく 森田 健作	久留米公共職業安定所	※ みぞぐち こういち 溝口 公一	久留米公共職業安定所
第4号 福岡県職員	おぎの しのぶ 萩野 忍	福岡県 筑後労働者支援事務所	おぎの しのぶ 萩野 忍	福岡県 筑後労働者支援事務所
第5号 久留米市職員	たけむら み穂 竹村 美穂	久留米市協働推進部 男女平等推進センター	たけむら み穂 竹村 美穂	久留米市協働推進部 男女平等推進センター
	たけだ やすし 武田 康志	久留米市商工観光労働部 労政課	たけだ やすし 武田 康志	久留米市商工観光労働部 労政課
第6号 その他久留米 市教育委員会 が必要と認める者	とよふく みきお 豊福 幹雄	(社)久留米広域勤労者 福祉サービスセンター	とよふく みきお 豊福 幹雄	(社)久留米広域勤労者 福祉サービスセンター
	わきむら としや 脇邑 俊哉	久留米商工会議所	わきむら としや 脇邑 俊哉	久留米商工会議所
	とみやす せいたろう 富安 勢太郎	連合福岡 北筑後地域協議会	とみやす せいたろう 富安 勢太郎	連合福岡 北筑後地域協議会

※は新任委員

○ 久留米市勤労青少年ホーム条例（抜粋）

昭和53年3月20日

久留米市条例第20号

（運営委員会の設置）

第21条 勤労青少年ホームの円滑な運営を図るため、勤労青少年ホーム運営委員会を置く。

2 前項の運営委員会の組織及び所掌事務については、教育委員会が規則で定める。

（平元条例18・平16条例111・一部改正、平17条例72・旧第11条繰下・一部改正）

○ 勤労青少年ホーム運営委員会規則（抜粋）

昭和63年4月1日

久留米市教育委員会規則第7号

（所掌事務）

第2条 委員会は、勤労青少年ホーム（以下「ホーム」という。）の円滑な運営を図るため、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) ホームの運営及び事業の企画実施に関する事項
- (2) ホームの利用及び普及に関する事項
- (3) その他特に必要と認める事項

（平17教規則29・一部改正）

（組織）

第3条 委員会は、委員15人以内をもつて組織する。

（委員）

第4条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから久留米市教育委員会が任命又は委嘱する。

- (1) 市内に居住する勤労青少年
- (2) 学識経験者
- (3) 厚生労働省関係職員
- (4) 福岡県職員
- (5) 久留米市職員
- (6) その他久留米市教育委員会が必要と認める者

（平12教規則12・一部改正）

（委員の任期）

第5条 委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 7 3 号議案

平成 2 6 年度全国学力・学習状況調査の市町村別結果の公表に対する同意
について

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 1 0 月 2 1 日

教育長 堤 正則

提案理由

平成 2 6 年度全国学力・学習状況調査の市町村別結果の公表について、福岡県教育委員会から本市の結果を公表することへの同意を求められたため、これに同意しようとするものである。

平成26年度全国学力・学習状況調査の市町村別結果の公表に対する同意 について

平成26年度全国学力・学習状況調査の市町村別結果の公表について、福岡県教育委員会から提示された下記の方法による本市の結果の公表について、同意する。

記

1 内容・形式

市町村ごとに、小学校、中学校それぞれの平均正答率を棒グラフで示す。棒グラフは、当該市町村、福岡県、全国の平均正答率の3本を教科区分ごとに並べた形とする。

2 公表方法

1の内容を福岡県教育委員会が例年12月に作成する「全国学力・学習状況調査結果報告書」に盛り込み、これを福岡県のホームページに掲載することをもって公表する。

平成26年度全国学力・学習状況調査の市町村別結果の公表について

1 経 過

- H25年11月 文部科学省「H26年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」公表（市町村別結果・学校別結果の公表方法を変更）
- H26年 1月 第1回定例教育委員会（実施要領の変更、公表のメリット・デメリットについて説明）
- 1月 福岡県教育委員会「公表に関する意向調査」
- 2月 第2回定例教育委員会（県教委からの意向調査について説明）
- 3月 第4回臨時教育委員会（県教委の意向調査の結果について説明）
- 5月 福岡県教育委員会「公表方法に係る教育長意向調査」
- 6月 第7回定例教育委員会（H25年度学力影響要因調査及び教育長意向調査について説明）
- 9月 第11回定例教育委員会（県教委の公表案について説明）
- 10月 福岡県教育委員会「公表に対する同意について（照会）」

2 市町村別結果公表についての判断

- (1) 本市は、全国学力・学習状況調査の市平均の結果は従来から公表している。
- (2) 学校別の結果については、本市では非公開としており、県も公表を求める考えはない。
- (3) 平成25年度全国学力・学習状況調査における学力影響要因調査では、学力には保護者の社会経済要因が大きく影響していることが明らかになった。
- (4) 県が市町村別の結果を公表する場合に懸念されるのは、数値が一人歩きして市町村の学力ランキング等が作られることによって、学力の課題について誤った認識が広まることである。
- (5) 今回の県教委の公表方法は棒グラフによる表示のみであり、数値は公表しないこととされている。
- (6) 以上のように、本市では市平均正答率は従来から公表しており、市町村別結果公表による懸念も極力排除されていることから、今回の県教委による公表には同意することが妥当であると考えます。

公印省略

26教義第3743号

平成26年10月8日

各市町村（学校組合）教育委員会教育長 殿

福岡県教育委員会教育長

平成26年度全国学力・学習状況調査の市町村別結果の
公表に対する同意について（照会）

福岡県教育委員会では、「全国学力・学習状況調査の市町村別結果の公表について」（別紙1）に基づき、平成26年度全国学力・学習状況調査の市町村別結果を公表することとしました。

ついては、別紙1の「1 内容・形式」の(1)についての貴委員会の御意向を確認したいので、補足資料（別紙2）に御留意の上、様式1又は様式2により回答文書を作成し、平成26年11月7日（金）までに所管の教育事務所に提出くださるようお願いいたします。

なお、別紙1の「1 内容・形式」の(2)についての意向を確認する文書は、該当市町村教育委員会に対して、別途送付します。

【本件担当】

福岡県教育庁教育振興部義務教育課指導班
指導主事 中島 正之（なかしま まさゆき）

TEL 092-643-3910

FAX 092-643-3912

e-mail nakashima-m5540@pref.fukuoka.lg.jp

(別紙1)

全国学力・学習状況調査の市町村別結果の公表について

平成26年10月
福岡県教育委員会

福岡県教育委員会は、本県の学力向上施策について県民の理解と協力を得るため、下記により、市町村名を明らかにした調査結果を当該市町村教育委員会の同意を得た上で公表する。

記

1 内容・形式

- (1) 市町村ごとに、小学校、中学校それぞれの平均正答率を棒グラフで示す。棒グラフは、当該市町村、本県及び全国の平均正答率の3本を教科区分ごとに並べた形とする。
- (2) これまでの取組の効果が学力の状況に表れていると認められる市町村について、教科区分ごとの平均正答率の全国平均との差の推移を折れ線グラフで示す。その際、他の市町村の参考として当該取組の内容を紹介する。
- (3) (1) 及び (2) の公表に加えて、今回の調査結果全般にわたって様々な視点から分析した結果及び今後の取組を示す。

2 公表方法

1 の内容を県教育委員会が例年12月に作成する「全国学力・学習状況調査調査結果報告書」に盛り込み、これを福岡県のホームページに掲載することをもって公表とする。

(別紙2)

平成26年度全国学力・学習状況調査の市町村別結果の公表に対する
同意について(平成26年10月8日26教義第3743号)

－ 補足資料 －

- 1 市町村別結果の公表は、別紙1の「1 内容・形式」を、県教育委員会が毎年12月に作成している「全国学力・学習状況調査結果報告書」に盛り込み、福岡県のホームページに掲載する形で行います。
- 2 別添資料は、例年の同報告書の「II 調査結果の概要」部分に、平成26年度の市町村別結果(10ページの棒グラフ及び11ページの折れ線グラフ)を加えた後の出来上がりイメージです。
- 3 10ページが別紙1の「1 内容・形式」の(1)に、11ページが同じく(2)にそれぞれ該当します。
- 4 10ページ、11ページ共に、2市町分のグラフを掲載していますが、実際には同意を得た市町村のグラフを全て掲載します。
- 5 今回、同意の可否を判断していただく対象は、10ページの内容・形式で市町村名を明らかにした調査結果を公表することについてです。
- 6 11ページの内容・形式による公表に対する同意確認文書は、該当する市町村教育委員会に別途送付します。

(様式1)

文 書 番 号
日 付

福岡県教育委員会教育長 殿

(発 信 者 名) ㊤

平成26年度全国学力・学習状況調査の市町村別結果の
公表に対する同意について（回答）

平成26年10月8日26教義第3743号で照会のあった標記の件について、
同意します。

(様式2)

文 書 番 号
日 付

福岡県教育委員会教育長 殿

(発 信 者 名) ㊟

平成26年度全国学力・学習状況調査の市町村別結果の
公表に対する同意について(回答)

平成26年10月8日26教義第3743号で照会のあった標記の件について、
下記の理由により同意しません。

記

(理由)

.....
.....
.....。

平成26年度 全国学力・学習状況調査 調査結果報告書 (国語、算数・数学)

I 調査の概要

1 調査の目的

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。さらに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

2 調査対象の学年

小学校第6学年、特別支援学校小学部第6学年

中学校第3学年、中等教育学校第3学年、特別支援学校中学部第3学年

3 調査の方式

文部科学省による悉皆方式の調査として実施する。

4 調査の内容

① 教科に関する調査

主として「知識」に関する問題 〔国語A、算数・数学A〕	主として「活用」に関する問題 〔国語B、算数・数学B〕
・身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容 ・実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能など	・知識・技能等を実生活の様々な場面に活用する力などにかかわる内容 ・様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力などにかかわる内容など

② 生活習慣や学習環境に関する質問紙調査

児童生徒に対する調査	学校に対する調査
学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する調査	指導方法に関する取組や人的・物的な教育条件の整備の状況等に関する調査

③ 調査時間

小学校

1時限目	2時限目	3時限目	
国語A(20分) 算数A(20分)	国語B(40分)	算数B(40分)	児童質問紙(20分程度)

※ 児童質問紙は、3時限目終了後以降に、各学校の状況に応じて実施。

中学校

1時限目	2時限目	3時限目	4時限目	
国語A(45分)	国語B(45分)	数学A(45分)	数学B(45分)	生徒質問紙(20分程度)

※ 生徒質問紙は、4時限目終了後以降に、各学校の状況に応じて実施。

5 調査日

平成26年4月22日(水)

6 4月22日に調査を実施した県内公立学校・児童生徒数

小学校	児童数				学校数
	国語A	国語B	算数A	算数B	
福岡県(公立)	44,305	44,311	44,309	44,319	747
全国(公立)	1,080,663	1,080,444	1,080,657	1,080,442	20,177

中学校	生徒数				学校数
	国語A	国語B	数学A	数学B	
福岡県(公立)	41,851	41,867	41,879	41,869	351
全国(公立)	1,017,965	1,018,157	1,018,328	1,018,365	9,742

※ 福岡県(公立)には、両政令市を含む。

※ 本年度児童生徒質問紙は、一部内容の異なる質問紙Ⅰ・Ⅱ・Ⅲのいずれかを各学校に割り当て実施された。

7 調査問題の内容

■ 各教科のA区分とB区分の問題数

	小学校国語	小学校算数	中学校国語	中学校数学
A 主として「知識」	15	17	32	36
B 主として「活用」	10	13	9	15

■ 評価の観点別の問題数(※複数の観点を含む問題があるため、問題数とは必ずしも一致しない。)

国語の評価の観点	小学校		中学校		算数・数学の評価の観点	小学校		中学校	
	国語A	国語B	国語A	国語B		算数A	算数B	数学A	数学B
国語への関心・意欲・態度	0	3	0	3	算数(数学)への関心・意欲・態度	0	0	0	0
話す・聞く能力	1	3	4	0	数学的な考え方	0	6	0	14
書く能力	3	3	6	3	数量や図形についての表現・処理	8	4	15	0
読む能力	2	7	5	8	数量や図形についての知識・理解	9	3	21	1
言語についての知識・理解・技能	12	2	17	4					

■ 問題形式別の問題数

問題形式	小学校				中学校			
	国語A	国語B	算数A	算数B	国語A	国語B	数学A	数学B
選択式	7	4	8	4	20	6	18	3
短答式	8	3	9	4	12	0	18	6
記述式	0	3	0	5	0	3	0	6

II 調査結果の概要

1 調査結果の概況

小学校		平均正答数	平均正答率	中央値	標準偏差
国語A	福岡県(公立)	10.8	72.0	11.0	3.1
	全国(公立)	10.9	72.9	12.0	3.1
国語B	福岡県(公立)	5.4	54.4	6.0	2.4
	全国(公立)	5.5	55.5	6.0	2.4
算数A	福岡県(公立)	13.2	77.7	14.0	3.1
	全国(公立)	13.3	78.1	14.0	3.2
算数B	福岡県(公立)	7.5	57.4	8.0	3.3
	全国(公立)	7.6	58.2	8.0	3.3

中学校		平均正答数	平均正答率	中央値	標準偏差
国語A	福岡県(公立)	25.1	78.4	27.0	5.9
	全国(公立)	25.4	79.4	27.0	5.7
国語B	福岡県(公立)	4.5	49.6	5.0	2.3
	全国(公立)	4.6	51.0	5.0	2.3
数学A	福岡県(公立)	23.6	65.6	25.0	8.5
	全国(公立)	24.3	67.4	26.0	8.2
数学B	福岡県(公立)	8.7	57.8	9.0	3.9
	全国(公立)	9.0	59.8	10.0	3.9

平均正答数 : 児童生徒の正答数の平均のこと。

平均正答率 : 平均正答数を設問数で割った値を百分率で表示した値のこと。

中央値 : 集団のデータを大きさの順に並べた時に真ん中に位置する値のこと。

標準偏差 : 集団のデータの平均値からの離れ具合(散らばりの度合い)を表す数値のこと。標準偏差が0とは、ばらつきがない(データの値がすべて同じ)ことを意味する。

2 教科に関する調査の結果(全体の状況)

(1) 全国の状況

- 各年度で平均正答率(公立)が低い3都道府県の平均を見ると、全国平均との差は縮小傾向にあり、学力の底上げが進展している。
- これまでの調査で見られた課題について、依然として課題が見られるが、課題の所在がより明確になったものがある。
- 今回の調査を見る限り、改善の状況が見られるものがあるが、これらについては引き続き注視が必要である。

(2) 福岡県の状況

- 小学校は、昨年度は国語A、算数A及び算数Bの平均正答率が全国平均以上であったが、今年度は全ての教科区分で全国を下回った。
- 中学校は、昨年度と同じく全ての教科区分で平均正答率が全国平均を下回っている。

3 これまでの調査結果から

平成19年度から実施されている本調査における本県の平均正答率と全国の平均正答率との差をもとに、7回の推移について分析する。なお、平成23年度については、震災の影響により国が調査を実施せず、本県独自に国の調査問題を活用した悉皆調査を行った。そのため、これまでの調査と実施時期などの条件が異なることから、本報告書においては、平成23年度の結果を省略することとした。

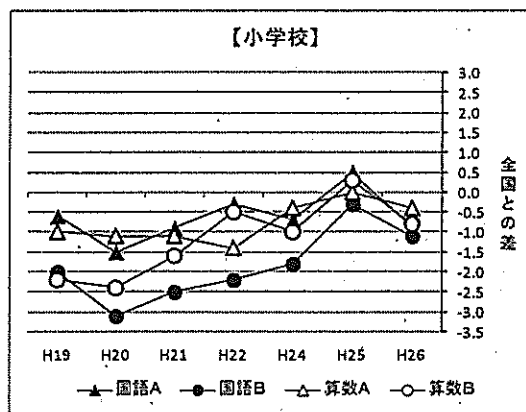
○ 平均正答率の差の推移

<小学校>

- 昨年度は国語A、算数A及び算数Bの平均正答率が全国平均以上であったが、今年度は全ての教科区分で全国を下回った。
- 昨年度との比較では、すべての教科区分において、全国平均との差が広がっている。
- 平成19年度との比較では、国語A以外の教科区分において全国との差が縮まった。

■ 本県と全国の平均正答率の差（小学校）

	国語A	国語B	算数A	算数B
平成19年度	-0.6	-2.0	-1.0	-2.2
平成20年度	-1.5	-3.1	-1.1	-2.4
平成21年度	-0.9	-2.5	-1.1	-1.6
平成22年度	-0.3	-2.2	-1.4	-0.5
平成24年度	-0.7	-1.8	-0.4	-1.0
平成25年度	0.5	-0.3	0.0	0.3
平成26年度	-0.9	-1.1	-0.4	-0.8



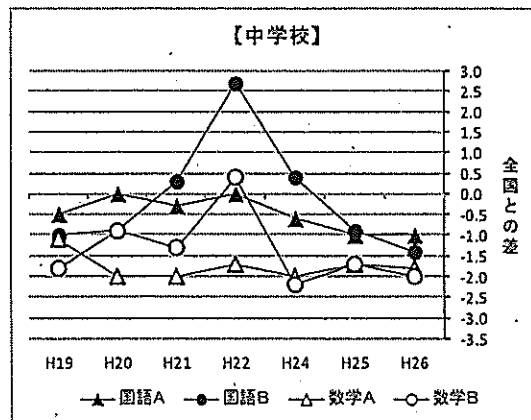
※ 平成22・24年度は、全国調査が抽出調査であるため、全国の「平均正答率の95%信頼区間の中間値」との差で示す。

<中学校>

- 昨年度と同じく全ての教科区分で平均正答率が全国平均を下回っている。
- 昨年度との比較では、すべての教科区分において、全国平均との差が広がっている。
- 平成19年度と比較しても、全ての教科区分において全国との差が広がっている。

■ 本県と全国の平均正答率の差（中学校）

	国語A	国語B	数学A	数学B
平成19年度	-0.5	-1.0	-1.1	-1.8
平成20年度	0.0	-0.9	-2.0	-0.9
平成21年度	-0.3	0.3	-2.0	-1.3
平成22年度	0.0	2.7	-1.7	0.4
平成24年度	-0.6	0.4	-2.0	-2.2
平成25年度	-1.0	-0.9	-1.7	-1.7
平成26年度	-1.0	-1.4	-1.8	-2.0



※ 平成22・24年度は、全国調査が抽出調査であるため、全国の「平均正答率の95%信頼区間の中間値」との差で示す。

4 教育事務所・政令市の状況

県内を6つの教育事務所と政令市（福岡市・北九州市）の7つの地区に分けて分析した。

- 7つの地区間の平均正答率には差がみられ、最大最小の差をみると、小学校では算数Bで最大9.4ポイント、中学校では数学Bで最大14.2ポイントの差がある。
- 最大・最小の差をみると、小学校国語以外は、主としてA問題（「知識」に関する問題）よりも、B問題（主として「活用」に関する問題）の方が、差が大きい。
- 小学校に比べ、中学校の方が差が大きく、小学校では算数よりも国語の方が、中学校では国語よりも数学の方が差が大きい。
- 標準偏差により7地区間の平均正答率のばらつきをみると、小学校、中学校とも国語Bを除いてばらつきが大きくなっている。また、平成25年度との比較においては小学校国語A、中学校数学で1ポイント以上の差があり、ばらつきが拡大している。
- 平成19年度との比較では7つの地区間の最大最小の差は、小学校国語B、算数A、中学校国語Bを除いて拡大している。

■ 教育事務所・政令市別の平均正答率の最大最小の差

	小学校				中学校			
	国語A	国語B	算数A	算数B	国語A	国語B	数学A	数学B
福岡	75.3	57.3	79.8	59.8	80.2	51.8	69.4	61.7
北九州	69.9	52.6	77.2	54.6	78.1	47.1	63.3	53.3
北筑後	71.3	54.5	77.4	56.2	77.1	48.7	65.3	56.9
南筑後	75.7	56.1	79.9	58.8	77.1	46.5	64.5	55.1
筑豊	67.3	49.5	73.6	50.4	72.7	41.7	56.5	47.5
京築	70.4	53.6	77.6	57.0	77.0	46.1	61.7	52.4
政令市	71.1	53.7	77.0	57.6	78.8	50.6	65.7	58.6
最大・最小の差 (H26)	▼8.4	○7.8	○6.3	▼9.4	▼7.5	○10.1	▼12.9	▼14.2
H25	6.1	9.2	4.9	8.8	7.0	10.6	9.5	10.1
H24	4.6	8.0	4.2	7.8	7.8	10.1	10.1	12.4
H22	4.6	8.1	5.9	7.8	8.8	11.6	14.1	14.4
H21	4.5	8.4	5.4	8.6	7.5	10.6	11.2	11.5
H20	6.5	7.2	6.0	7.4	7.5	10.9	12.8	11.4
H19	5.3	10.8	7.0	9.0	7.1	13.6	12.8	12.7

○:H19より差が縮小 ▼:H19より差が拡大

■ 教育事務所・政令市間の状況

【平成19年度～25年度の教育事務所・政令市間の標準偏差】

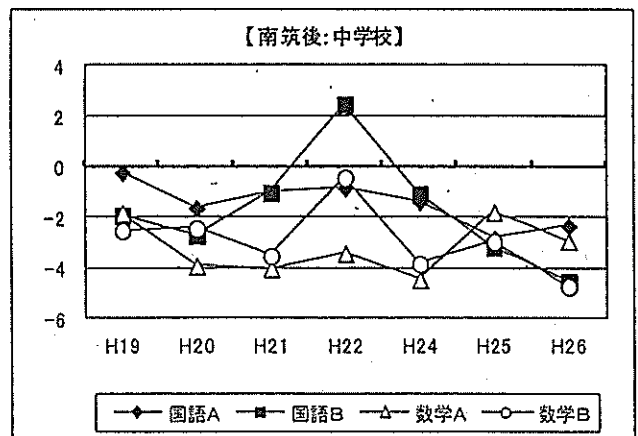
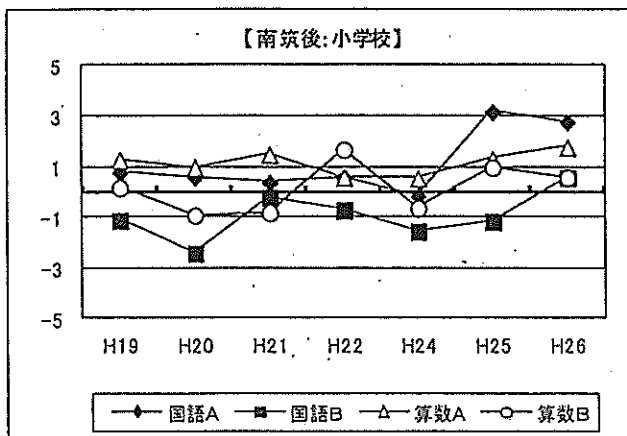
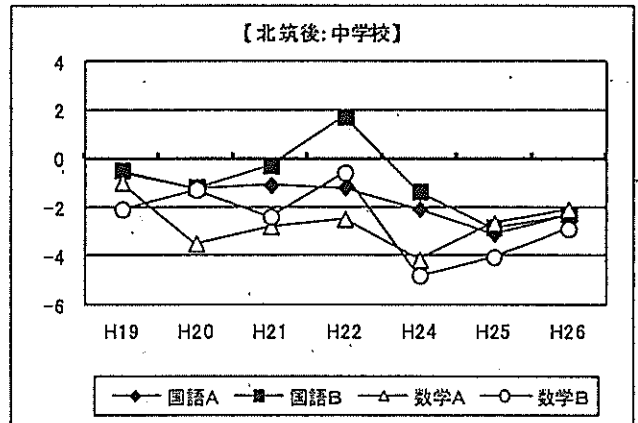
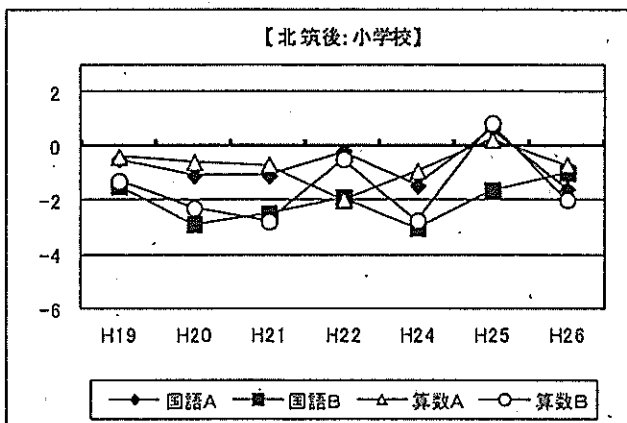
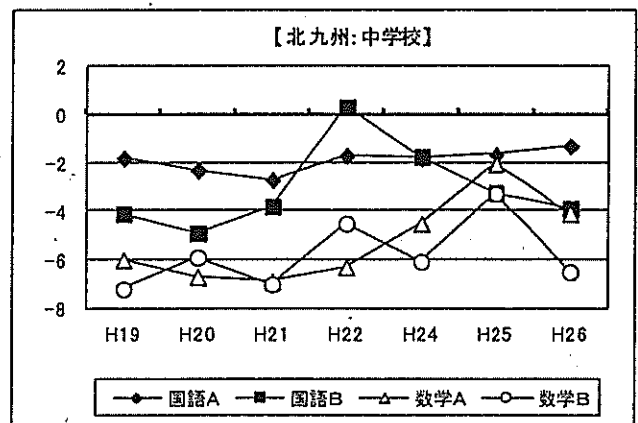
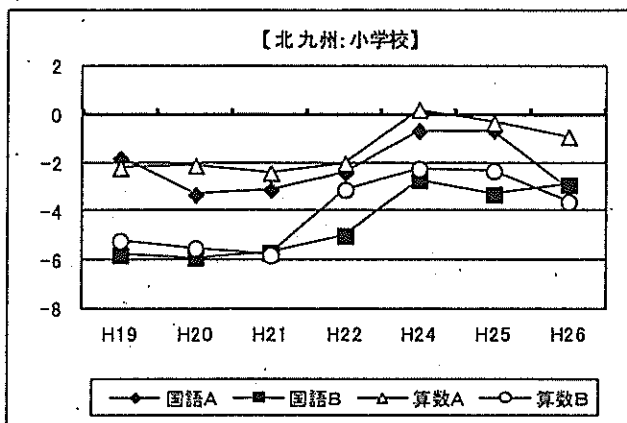
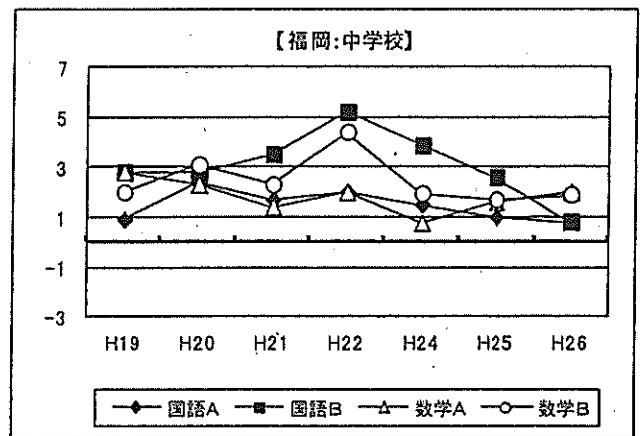
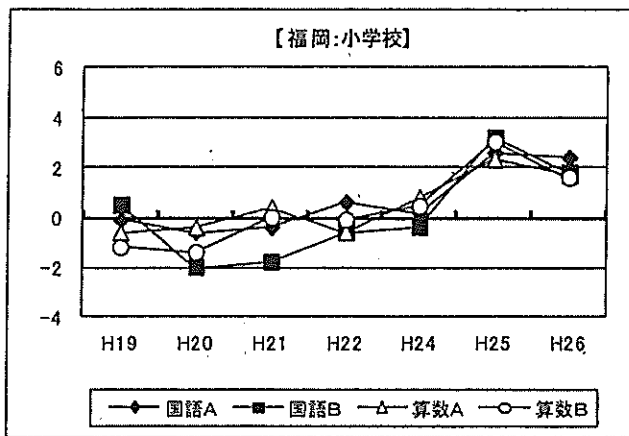
	小学校				中学校			
	国語A	国語B	算数A	算数B	国語A	国語B	数学A	数学B
平成26年度	3.0	2.5	2.1	3.1	2.3	3.3	4.0	4.6
平成25年度	2.0	2.8	1.6	2.8	2.2	3.3	2.9	3.1
平成24年度	2.9	2.6	3.5	3.1	5.6	2.0	7.9	3.8
平成22年度	1.6	2.7	1.7	2.4	2.6	3.7	4.1	4.4
平成21年度	1.5	2.6	1.7	2.9	2.3	3.3	3.5	3.9
平成20年度	2.0	2.5	1.7	2.5	2.2	3.3	3.8	3.5
平成19年度	1.6	3.5	2.0	2.8	2.1	3.9	3.8	4.0

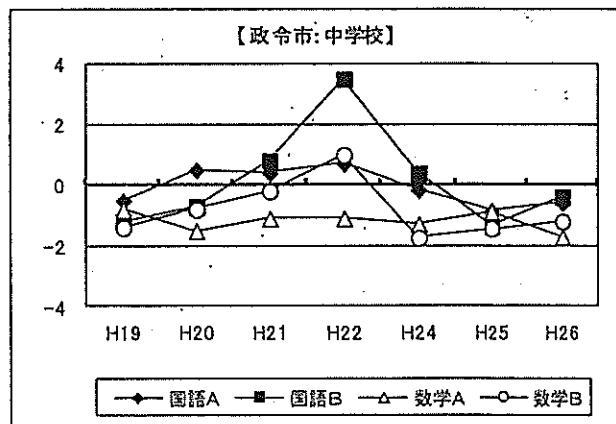
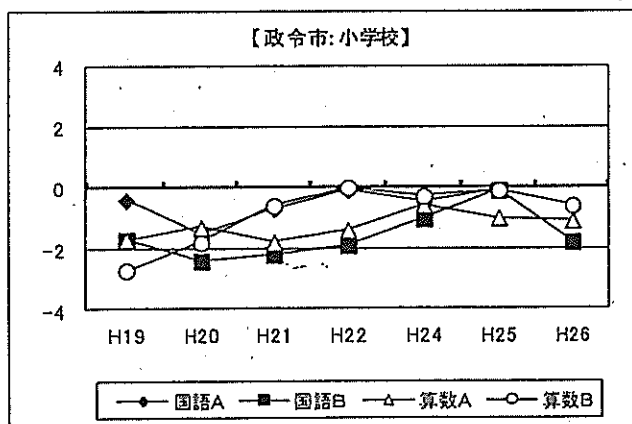
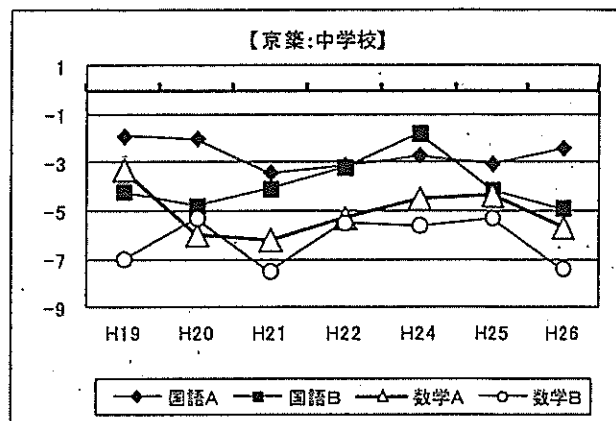
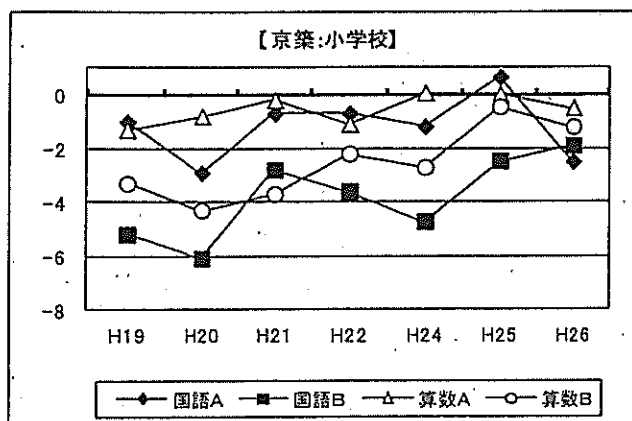
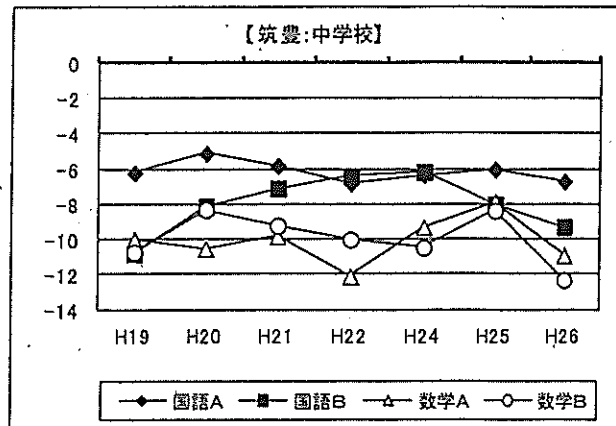
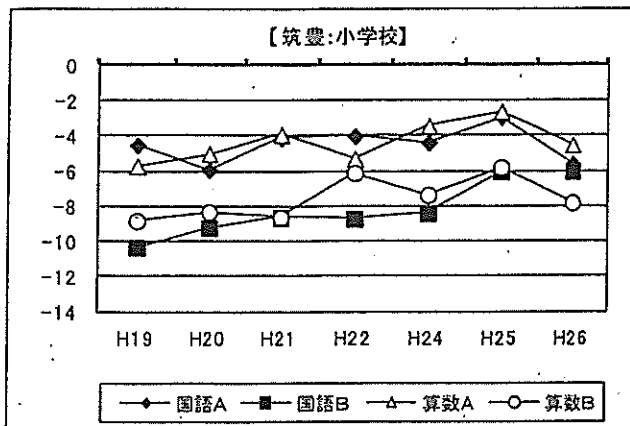
※ 分析の方法

教科区分ごとに、各教育事務所・政令市の平均正答率のばらつきを「標準偏差」を用いて分析している。標準偏差は、ばらつきが小さくなるほど値が小さくなり、ばらつきがまったくない場合は、値が「0」となる。

議53-資料11

■ 6 教育事務所ごとの経年変化

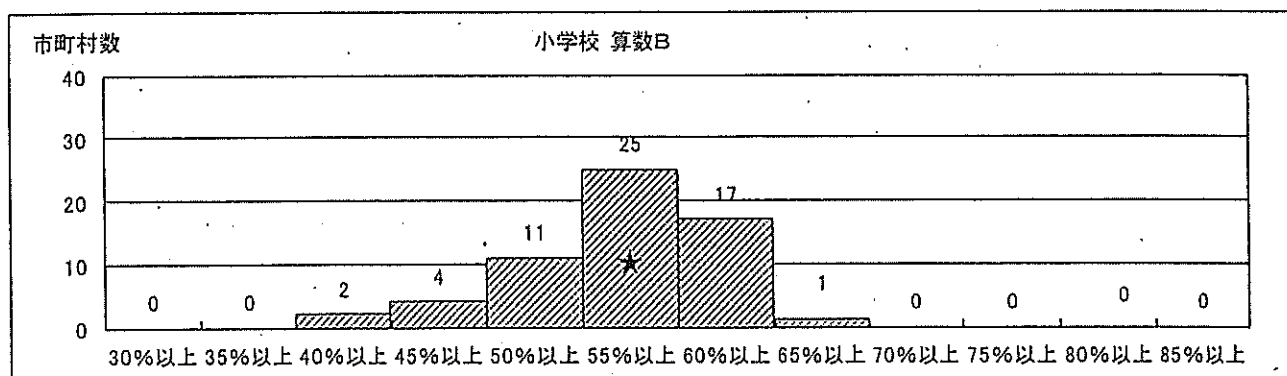
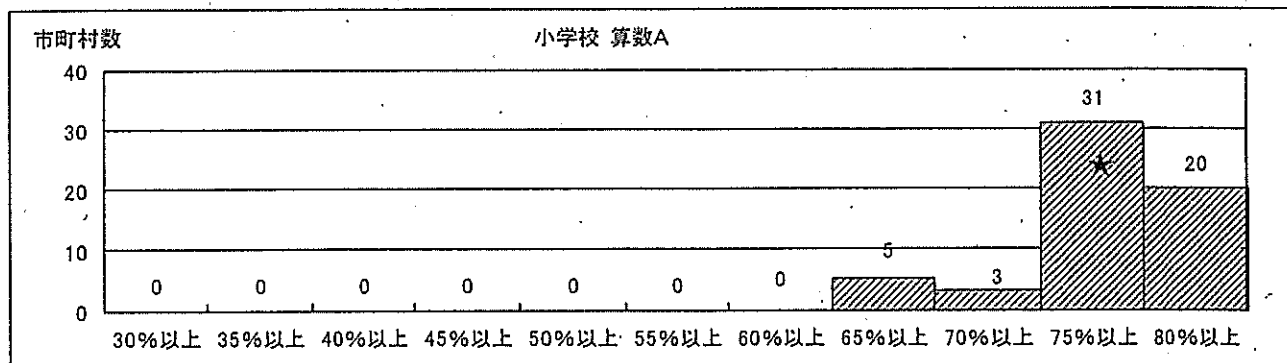
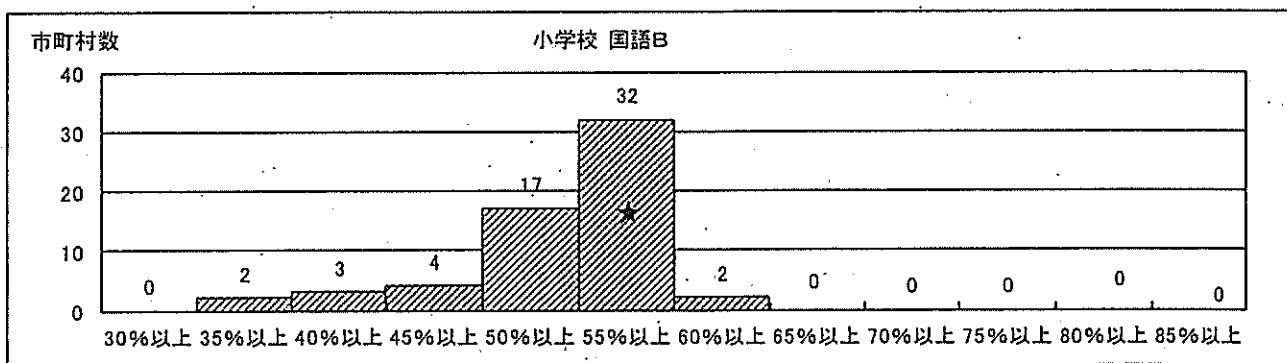
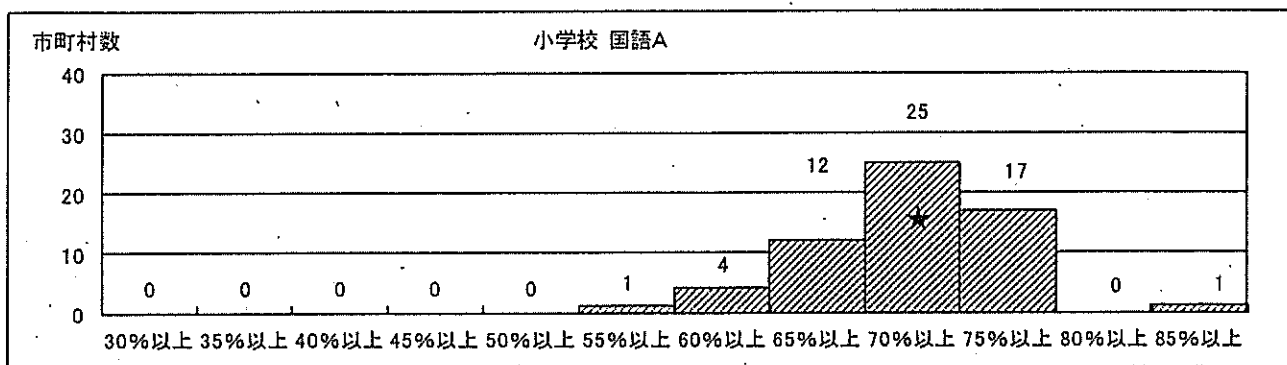




5 県全体の平均正答率度数分布状況

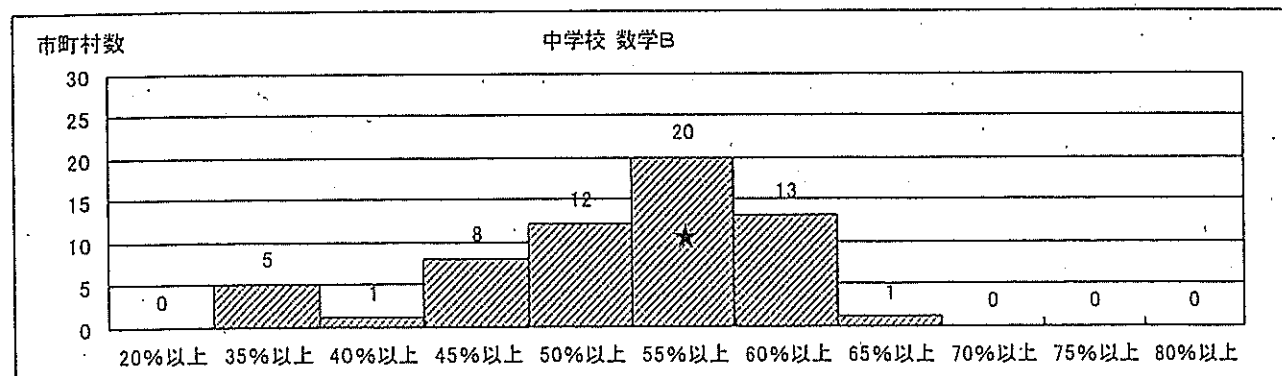
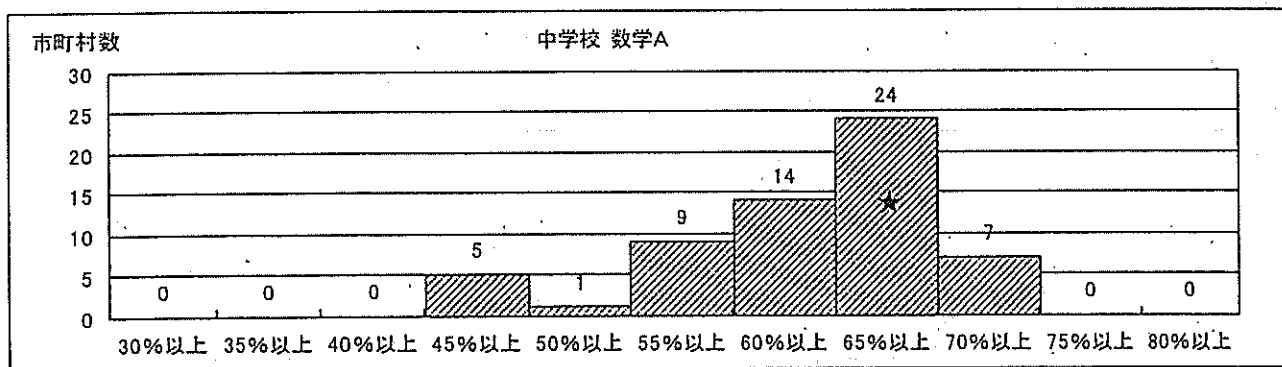
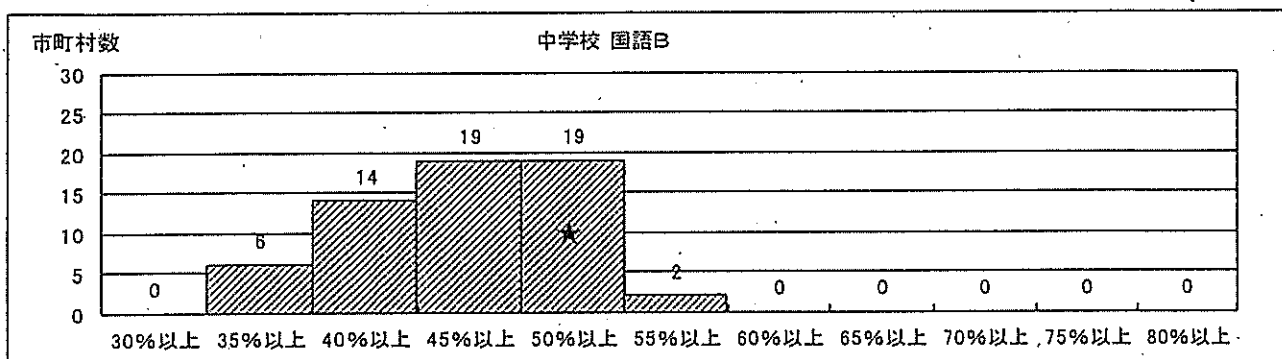
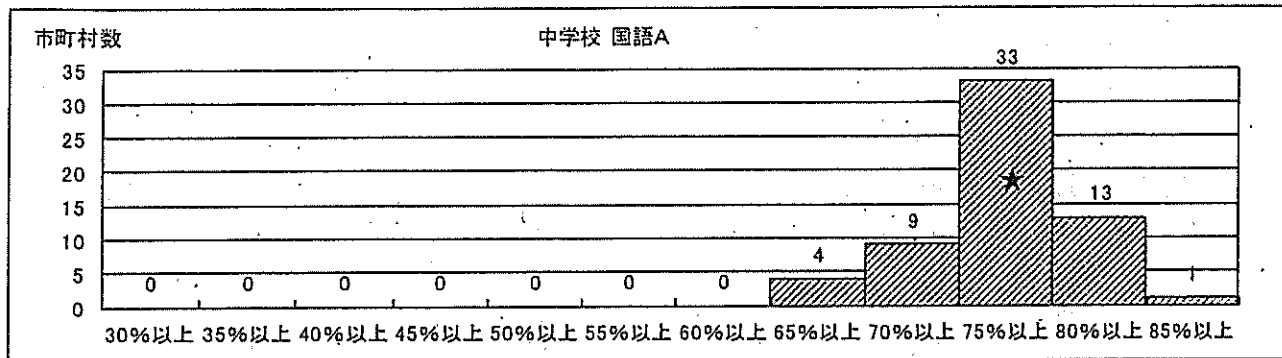
■ 小学校

- 全国の平均正答率のある階層（★印）を含め、それ以上の階層に位置する市町村の数は、国語Aでは43、国語Bで34、算数Aで51、算数Bで43であり、それぞれ全市町村数の約7割以上となっている。
- 全ての教科区分で、全国の平均正答率のある階層（★印）に最も多くの市町村が集まっている。



■ 中学校

- 全国の平均正答率のある階層（★印）を含め、それ以上の階層に位置する市町村の数は、国語Aでは47、国語Bで21、数学Aで31、数学Bで34であり、国語B以外は全市町村数の半数以上となっている。
- 全ての教科区分で、全国の平均正答率のある階層（★印）に最も多くの市町村が集まっている。また、国語Bの39市町村が50%未満に、数学Aの29市町村が65%未満に分布している。

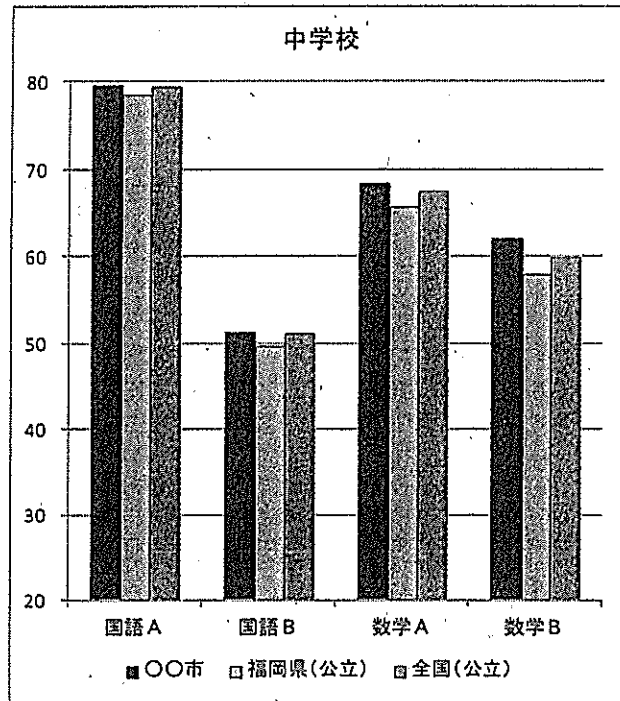
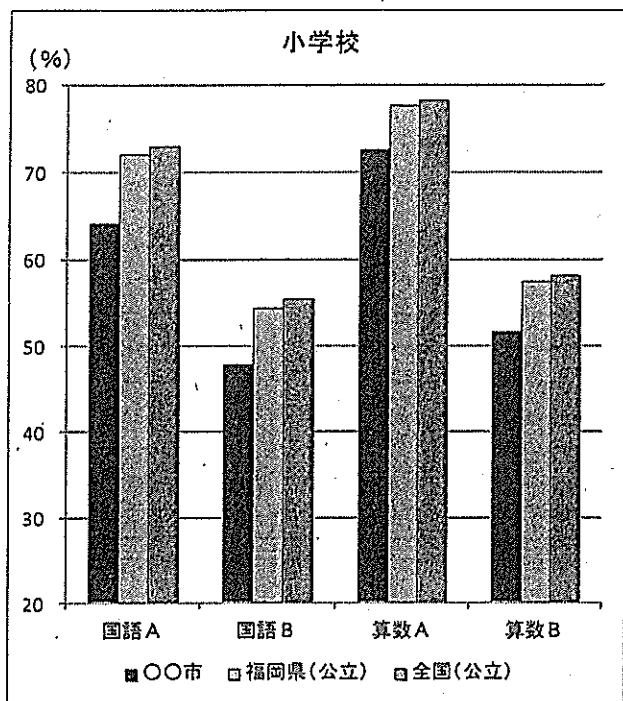


6 市町村別の状況

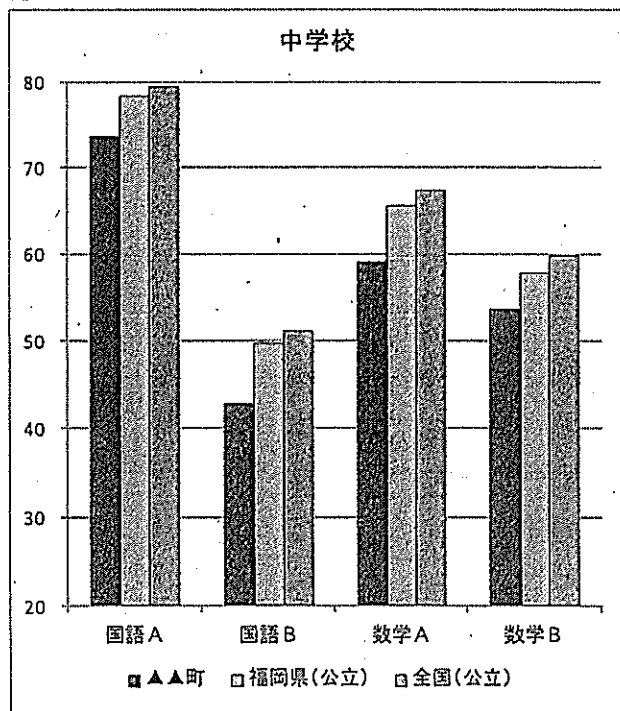
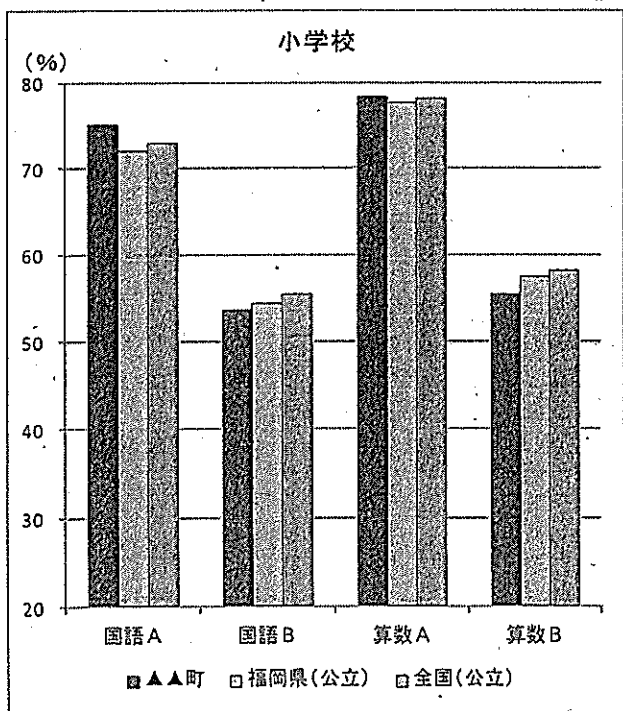
市町村別の平均正答率の状況

※同意を得られた市町村のみ掲載

[〇〇市]



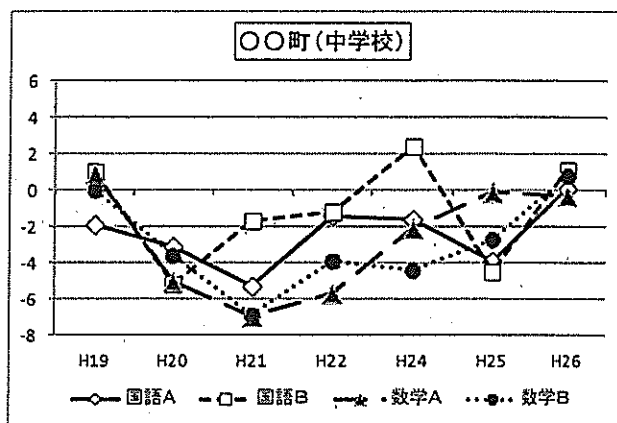
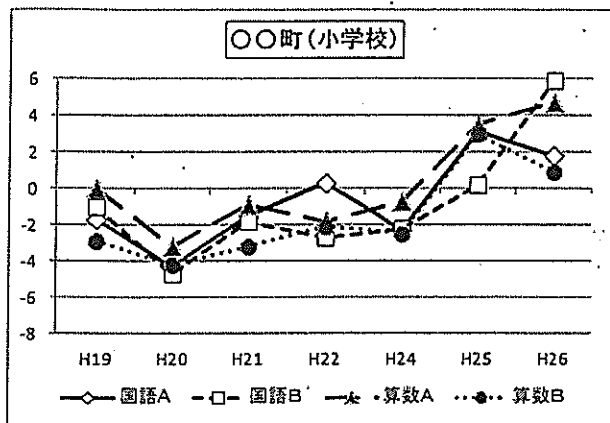
[▲▲町]



■ 取組の成果が見られる市町村の状況（全国との差の経年変化）

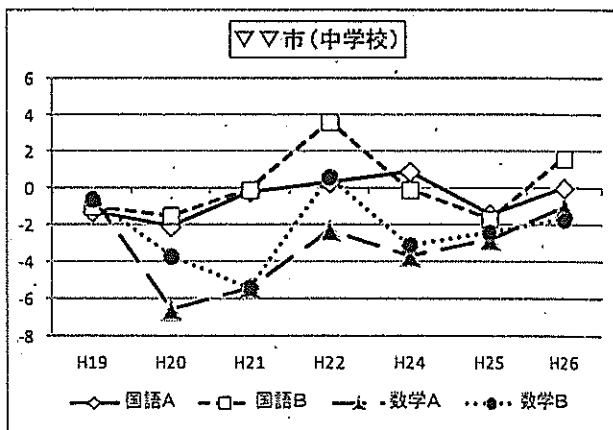
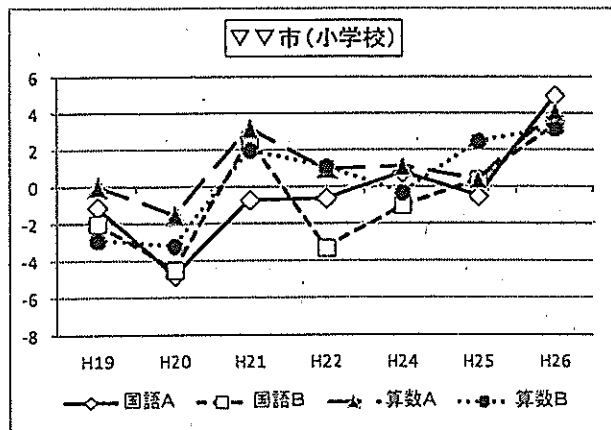
※同意を得られた市町村のみ掲載

【〇〇町】



(取組の内容)

【▽▽市】



(取組の内容)

Ⅲ 各教科の調査結果

Ⅳ 児童生徒質問紙に関する調査結果と平均正答率との相関

Ⅴ 学校質問紙に関する調査結果と平均正答率との相関

Ⅵ まとめと今後の取組

平成26年度全国学力・学習状況調査結果の公表方法に係る
教育長意向調査について

1 調査事項

現時点での県教育委員会による市町村名を明らかにした調査結果の公表方法案
(下記枠内) に対する各教育長の御意向をお伺いするものです。

【県教育委員会による市町村名を明らかにした調査結果の公表方法案】

- 平成26年10月以降を目処に、市町村ごとにデータA～E（別添）の
全てを公表する。
- 公表に対する各市町村教育委員会の同意・不同意は、データA～Eそれ
ぞれについて確認する。
- 文部科学省の実施要領が示す「調査結果の取扱いに関する配慮事項」を
遵守する。

2 留意事項

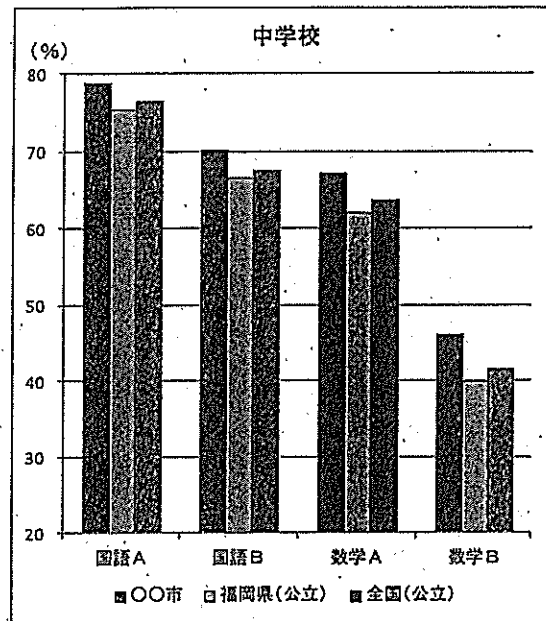
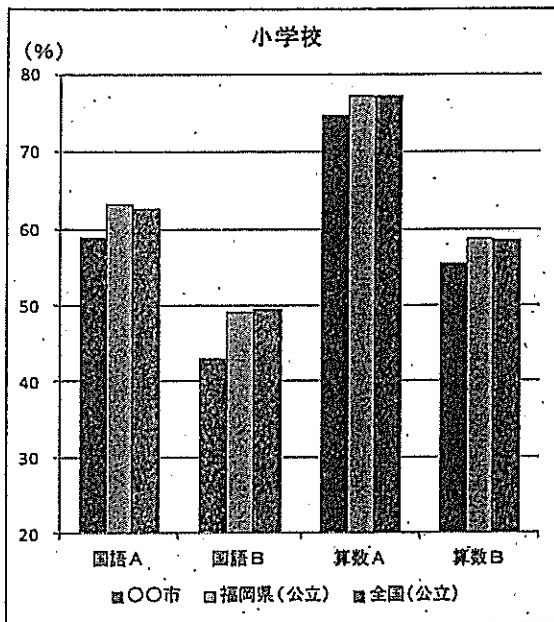
- (1) この調査は、県教育委員会が公表方法を決定する参考とするためのものです
ので、現時点の教育長御自身のお考えをお聞かせください。
- (2) 今回の意向調査に対する回答内容を参考にして、県教育委員会において公表
方法の詳細を決定し、改めて貴委員会の同意・不同意を確認する調査を行いま
す。
- (3) 今回の意向調査に対する回答内容を県教育委員会が貴委員会又は貴職の最
終的な判断とみなすことはありません。
- (4) 今回の意向調査に対する回答内容を市町村名が分かる形で県教育委員会が
公表することはありません。

データA:市町村ごとの平均正答率を表示

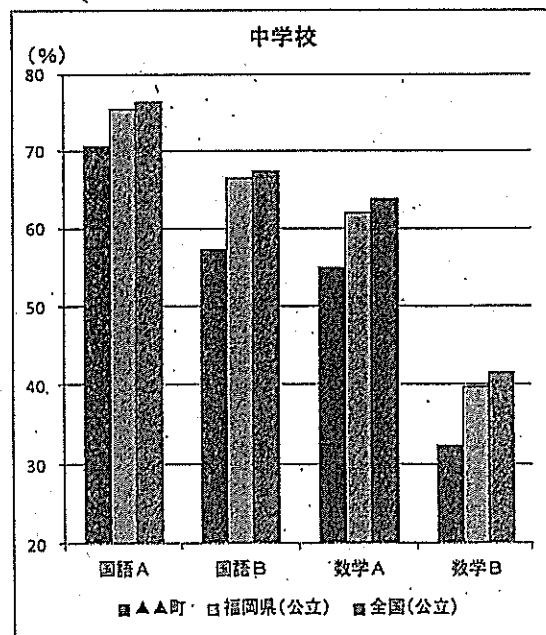
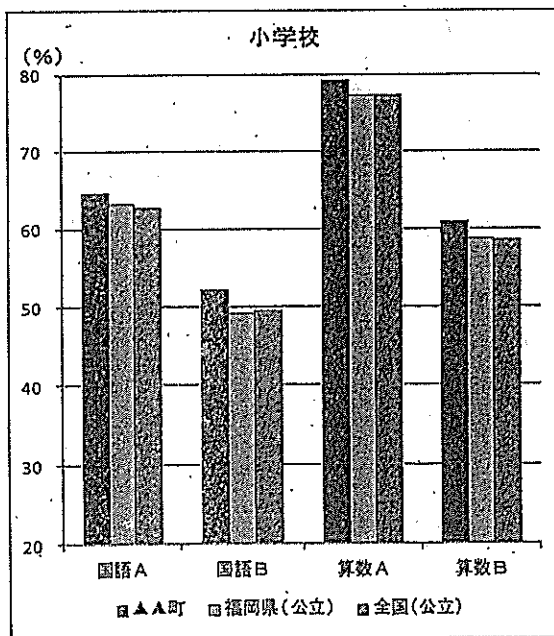
市町村名	小学校				中学校			
	国語A	国語B	算数A	算数B	国語A	国語B	数学A	数学B
〇〇市町村	62.4	49.6	75.8	58.3	72.0	62.9	59.9	36.5
〇〇市町村	66.5	56.7	79.8	62.5	78.2	71.3	66.9	44.2
〇〇市町村	64.4	48.7	80.5	59.7	69.7	59.5	54.9	37.9
〇〇市町村	61.6	43.1	79.7	59.5	74.9	66.4	61.6	37.3
〇〇市町村	65.8	48.7	80.7	61.4	72.5	62.9	71.3	45.9
〇〇市町村	59.5	48.6	74.0	54.2	72.3	62.9	59.5	37.2
〇〇市町村	66.8	48.4	80.7	61.5	72.6	62.9	66.4	37.0
〇〇市町村	65.0	49.6	79.4	61.0	73.2	62.9	62.9	44.2
〇〇市町村	67.1	56.7	78.4	59.3	72.5	68.7	81.1	37.9
〇〇市町村	64.2	48.9	79.1	61.0	83.9	63.5	58.3	37.3
〇〇市町村	65.8	52.6	82.1	62.5	76.6	65.3	78.3	45.9
〇〇市町村	68.9	54.3	81.1	63.3	72.3	70.6	58.3	31.4
〇〇市町村	59.5	48.6	74.0	54.2	72.3	62.9	58.1	37.0
〇〇市町村	66.8	48.4	80.7	61.5	72.6	62.9	62.9	37.2
〇〇市町村	65.0	49.6	79.4	61.0	73.2	62.9	71.3	37.0
〇〇市町村	67.1	56.7	78.4	59.3	72.5	68.7	59.5	44.2
〇〇市町村	64.2	48.9	79.1	61.0	83.9	63.5	66.4	37.9
〇〇市町村	65.8	52.6	82.1	62.5	76.6	65.3	62.9	37.3
〇〇市町村	68.9	54.3	81.1	63.3	72.3	70.6	81.1	45.9
〇〇市町村	64.4	48.1	81.7	61.9	72.5	61.5	68.5	38.4
〇〇市町村	63.3	46.0	76.2	55.6	74.3	65.2	62.9	38.1
県平均正答率	63.2	49.1	77.2	58.7	75.4	66.5	62	39.8
全国平均正答	62.7	49.4	77.2	58.4	76.4	67.4	63.7	41.5

データB：市町村ごとに平均正答率、県平均及び全国平均を並べた棒グラフで表示

[〇〇市]

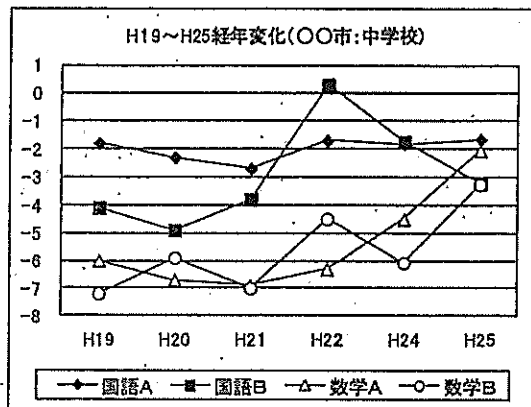
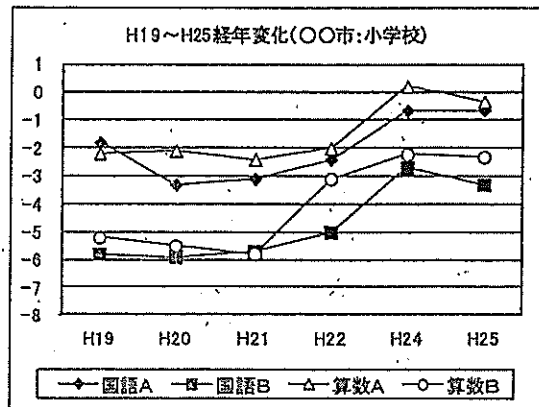


[▲▲町]

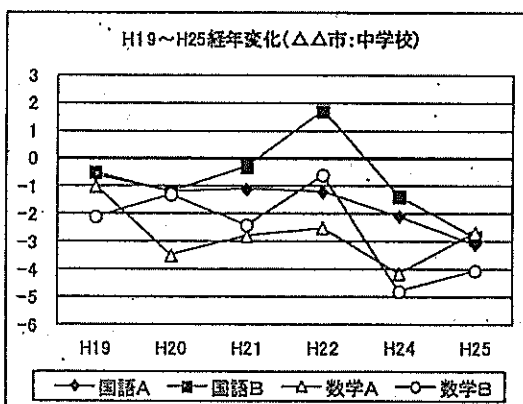
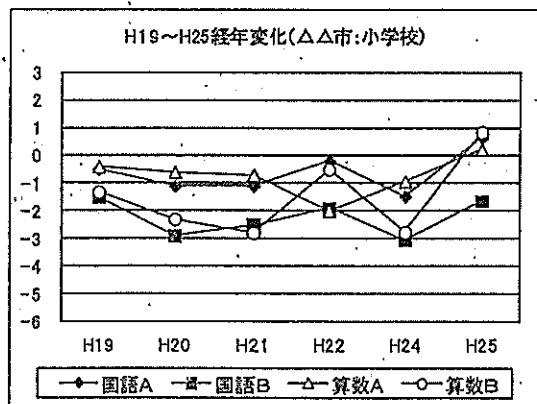


データC：市町村ごとに全国平均との差の経年変化を表示

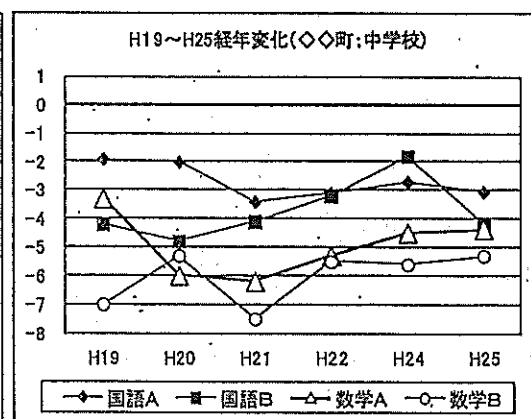
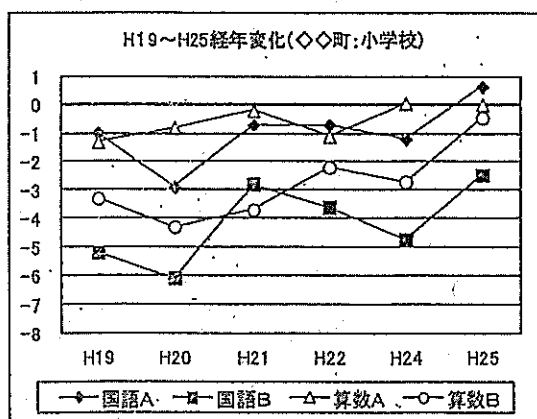
【〇〇市】



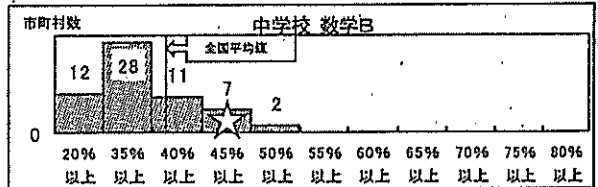
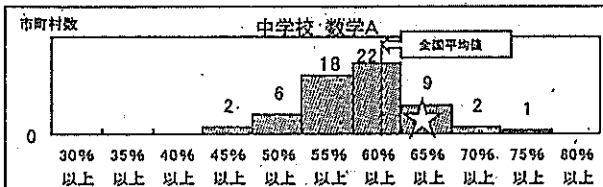
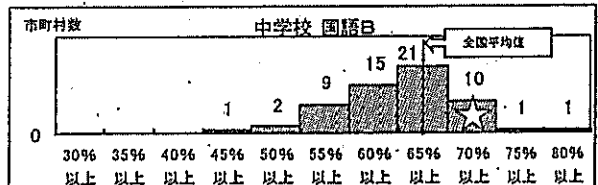
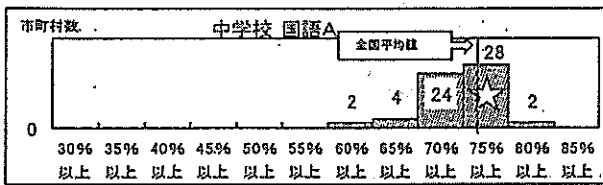
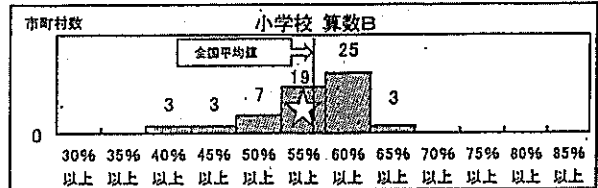
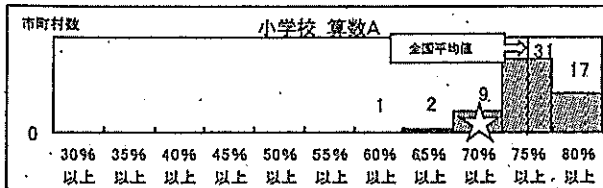
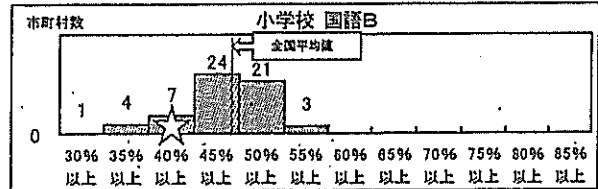
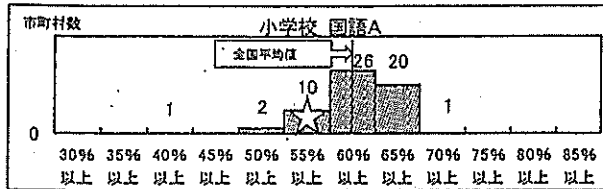
【△△市】



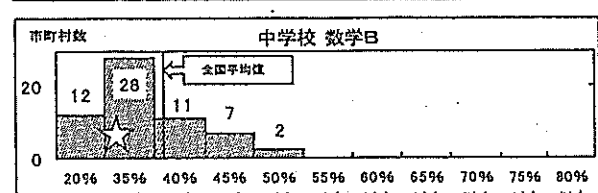
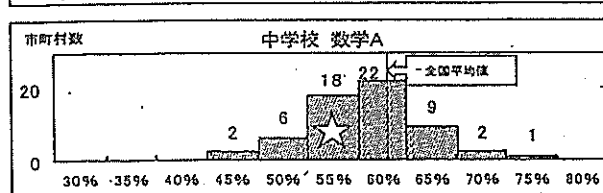
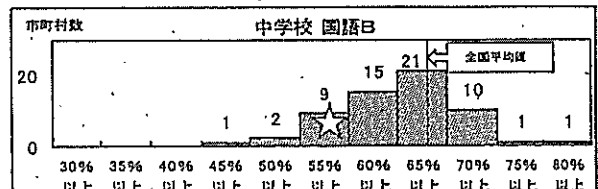
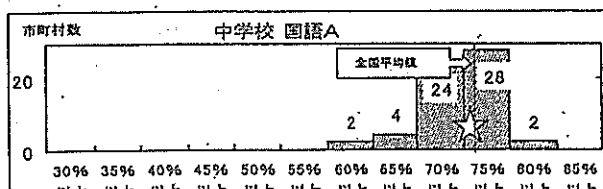
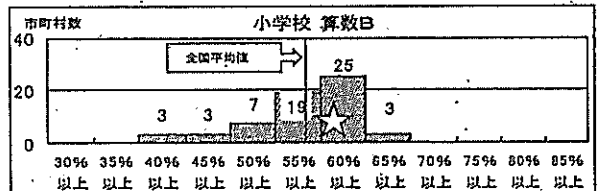
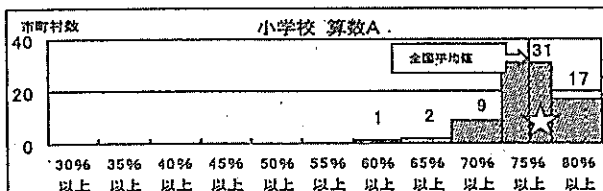
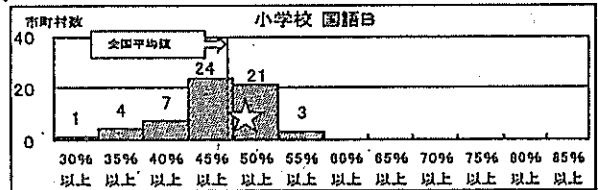
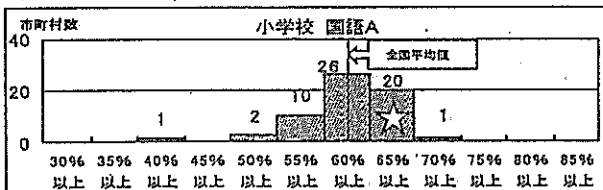
【◇◇町】



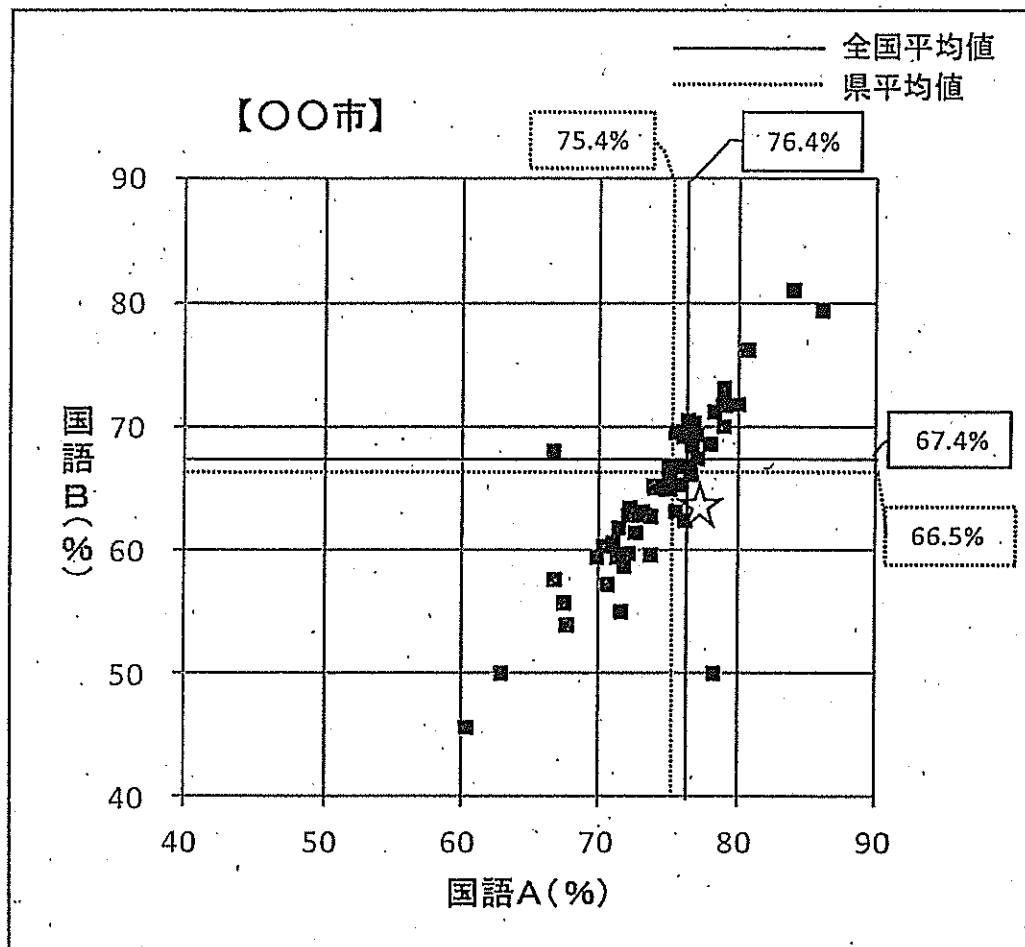
データD：市町村ごとに全県の度数分布及び自市町村の位置（☆印）を表示
 【〇〇市】



【▽▽町】



データE：市町村ごとに全県の同一教科区分のA・Bの相関分布及び自市町村の位置（☆印）を表示



教育委員会後援事業等に関する報告

H26.9.13からH26.10.10受付分まで

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
1	平成26年12月7日(日)	第21回 久留米地区学堂 保育研修大会	久留米市学童保育所 連合会	久留米市立久留米商 業高等学校 メディア センター	後援	学校教育課
2	①平成26年10月8日(水) ②平成26年10月24日 (金)	平成26年度福岡県薬物乱 用防止地域対話集会	福岡県薬物乱用防止 対策推進本部	①久留米市立高良内 小学校 ②久留米市立筑邦西 中学校	共催★	学校教育課
3	平成26年12月20日(土)	第4回北九州銀行杯 小中 学生イングリッシュコンテス	株式会社 北九州銀 行	リーガロイヤルホテ ル小倉3階 エンパイ アルーム	後援	学校教育課
4	平成26年12月20日(土)	北筑後区公立中学校教頭 研修会	北筑後区公立中学校 教頭会	ホテルニュープラザ 久留米	後援	学校教育課
5	平成26年10月4日(土)	2014年 非核と平和のつど いin福岡	2014年 非核と平和 のつどいin福岡 実 行委員会	西南学院大学博物館 2階講堂	後援 ★	生涯学習推 進課
6	平成26年10月26日 (日)	久留米キッズハロウィンパ レード	久留米キッズハロ ウィンパレード実行委 員会	久留米一番街商店 街、ベルモール商店 街、東町明治通り商 店街、西栄通り商店 街	後援 ★	生涯学習推 進課
7	平成26年11月5日(水)～ 9日(日)	第42回久留米連合文化会 書道部書作家展	久留米連合文化会書 道部	石橋美術館1階ギャ ラリー	後援	生涯学習推 進課
8	平成26年11月9日(日)、 11日(火)、12日(水)、14 日(金)、15日(土)、18日 (火)、21日(金)	久留米友の会(家事家計講 習会)	久留米友の会	えーるピア久留米、 大川子育て支援セン ター、筑後市役所勤 労者家庭支援施設サ ンコア、津福今交流 館、若葉まちづくり推 進センター、八女伝 統工業館、	後援	生涯学習推 進課
9	平成26年11月11日(火)	転勤族の交流会	もーりえ	えーるピア久留米	後援 ★	生涯学習推 進課
10	平成26年11月16日(日)	実践的カウンセリングとは なにか	NPO法人おせっかい 工房 咲風里	久留米市市民活動サ ポートセンターみんく る	後援 ★	生涯学習推 進課

教育委員会後援事業等に関する報告

H26.9.13からH26.10.10受付分まで

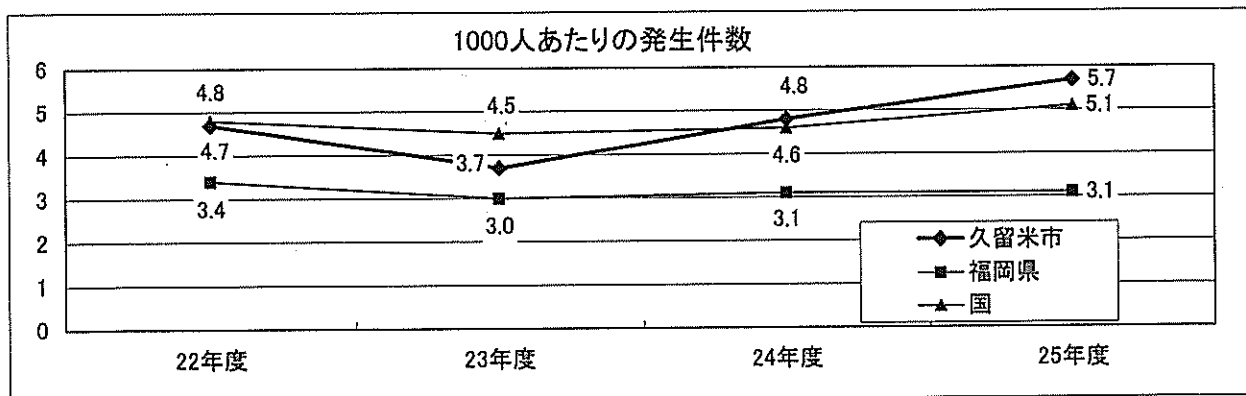
No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
11	平成26年12月20日(土)	ロングライフ・コール創立15周年記念第6回演奏会	ロングライフ・コール	石橋文化センター共同ホール	後援	生涯学習推進課
12	平成27年2月22日(日)	登山家・栗城史多講演会in久留米	team kuriki@kurume	石橋文化センター	後援	生涯学習推進課
13	平成27年3月8日(日)	混声合唱団くるめ市民コール創立10周年記念第8回演奏会	混声合唱団くるめ市民コール	石橋文化ホール	後援	生涯学習推進課
14	平成26年11月29日(土)	「さまざまな命の物語」野田かつひこコンサート	インガットホール活用実行委員会	久留米市城島総合文化センター	後援	城島文化スポーツ課
15	平成26年12月20日(土)	九州交響楽団inインガットホール	インガットホール活用実行委員会	久留米市城島総合文化センター	後援	城島文化スポーツ課
16	平成26年10月11日(土)～12月21日(日)	佐賀市佐野常民記念館開館 10周年記念展 実録『火城伝』～幕末佐賀のテクノクラート～	佐野常民記念館	佐賀市佐野常民記念館	協力	文化財保護課

平成25年度児童生徒問題行動等調査結果について

1 暴力行為について

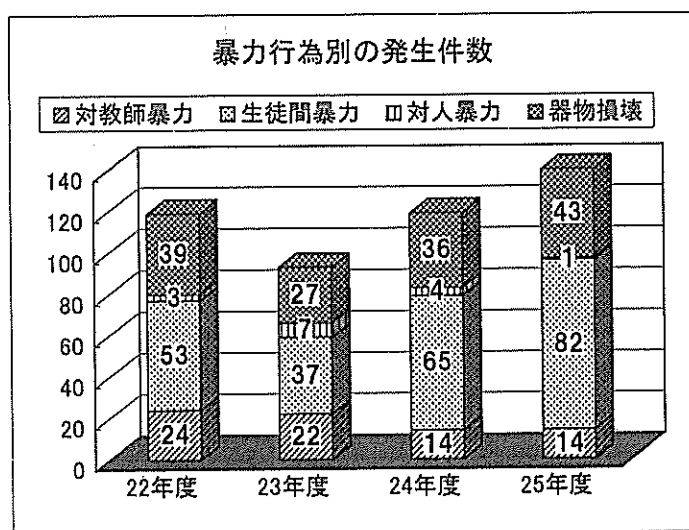
(1) 発生件数及び発生率（1000人あたりの発生件数）

		学校種	暴力行為発生件数	合 計	発生率	小中発生率
H22	市	小学校	4	119	0.2	4.7
		中学校	115		13.9	
	県	小学校	73	1,387	0.3	3.4
		中学校	1,314		9.7	
	国	小学校	7,092	50,079	1.0	4.8
		中学校	42,987		12.0	
H23	市	小学校	5	93	0.3	3.7
		中学校	88		10.5	
	県	小学校	66	1,230	0.2	3.0
		中学校	1,164		8.6	
	国	小学校	7,175	46,457	1.0	4.5
		中学校	39,282		10.9	
H24	市	小学校	6	119	0.4	4.8
		中学校	113		13.6	
	県	小学校	70	1,255	0.3	3.1
		中学校	1,185		9.8	
	国	小学校	8,207	45,344	1.2	4.6
		中学校	37,137		11.4	
H25	市	小学校	4	140	0.2	5.7
		中学校	136		16.6	
	県	小学校	130	1,244	0.5	3.1
		中学校	1,114		8.3	
	国	小学校	10,680	49,724	1.6	5.1
		中学校	39,044		12.0	



(2) 暴力行為状況別の発生件数

		対教師暴力	児童生徒間暴力	対人暴力	器物損壊
H22	市	24	53	3	39
	県	258	833	44	252
	国	8,054	26,248	1,392	12,180
H23	市	22	37	7	27
	県	229	723	55	238
	国	7,803	25,211	1,293	10,793
H24	市	14	65	4	36
	県	195	772	24	264
	国	7,694	26,204	1,134	10,312
H25	市	14	82	1	43
	県	225	771	17	231
	国	9,046	27,998	1,187	11,493

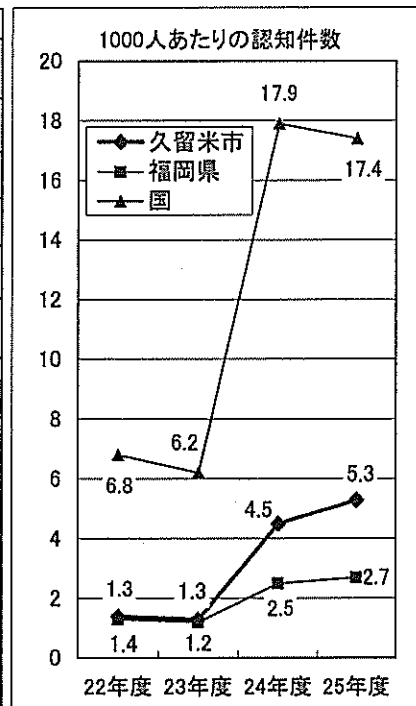


※グラフ内数字は件数

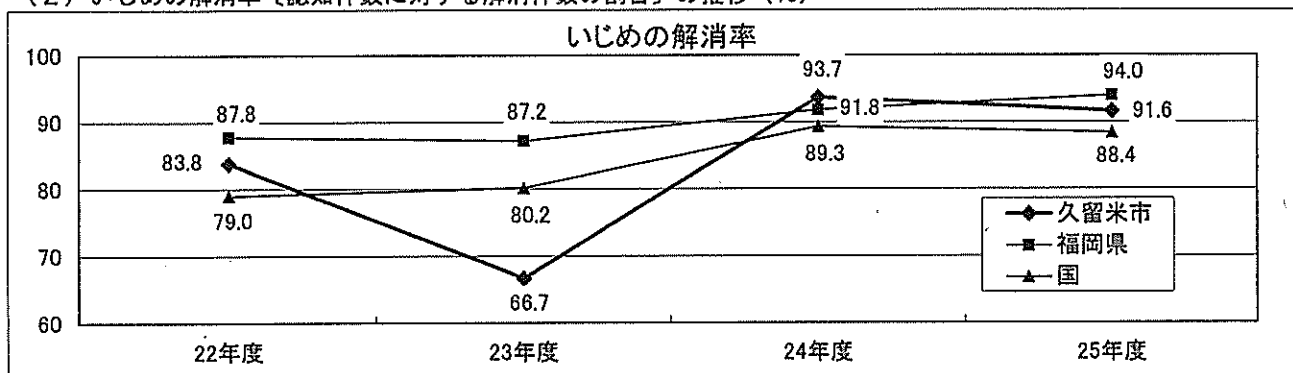
2 いじめについて

(1) いじめ認知件数及び認知率〔1000人あたりの認知件数〕

		学校種	認知件数	合計	認知率	合計
H22	市	小学校	12	36	0.7	1.4
		中学校	24		2.9	
	県	小学校	173	534	0.6	1.3
		中学校	361		2.7	
	国	小学校	36,909	70,232	5.3	6.8
		中学校	33,323		9.3	
H23	市	小学校	6	33	0.4	1.3
		中学校	27		3.2	
	県	小学校	150	475	0.5	1.2
		中学校	325		2.4	
	国	小学校	33,124	63,873	4.8	6.2
		中学校	30,749		8.6	
H24	市	小学校	65	111	4.0	4.5
		中学校	46		5.6	
	県	小学校	395	997	1.5	2.5
		中学校	602		4.5	
	国	小学校	116,258	177,189	17.5	17.9
		中学校	60,931		18.6	
H25	市	小学校	67	131	4.1	5.3
		中学校	64		7.8	
	県	小学校	546	1,109	2.0	2.7
		中学校	563		4.2	
	国	小学校	117,745	171,391	18.0	17.4
		中学校	53,646		16.4	



(2) いじめの解消率〔認知件数に対する解消件数の割合〕の推移(%)



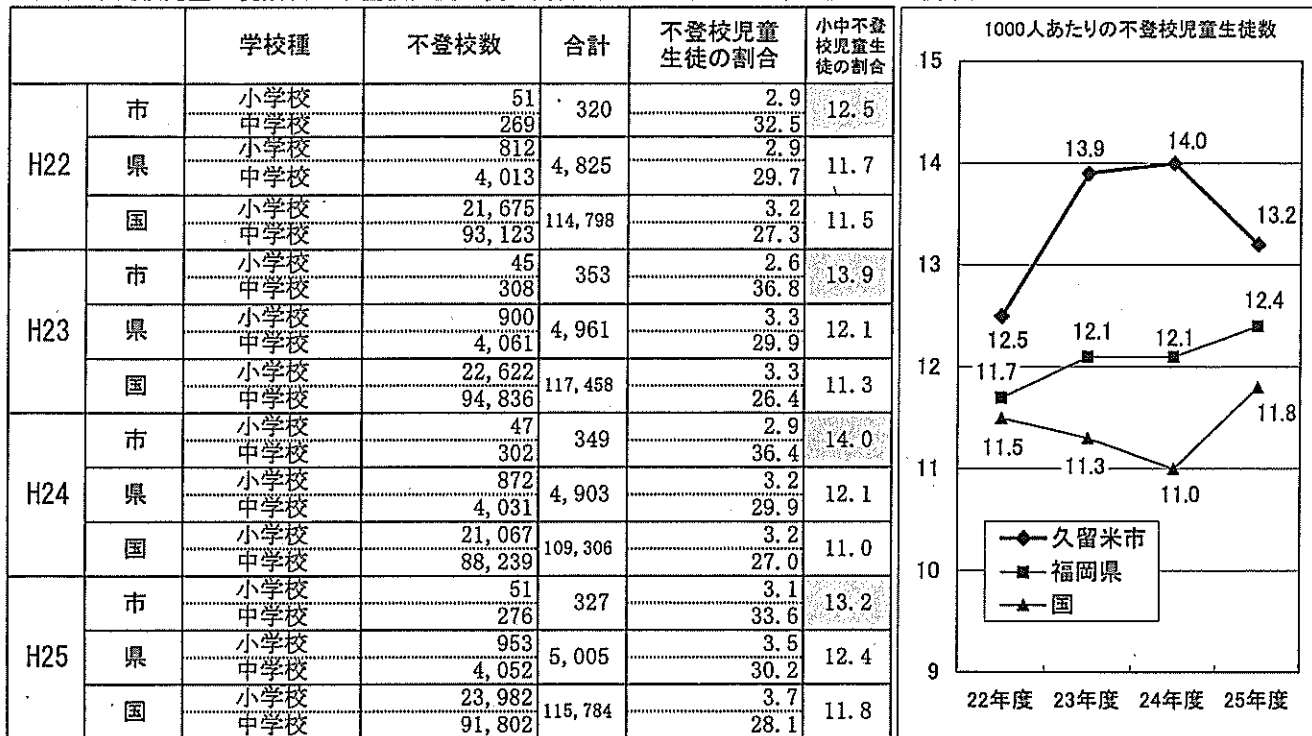
(3) いじめの態様別の割合(%)

区 分	市		県		国	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。	74.6	68.8	66.1	68.6	63.2	67.8
仲間はずれ、集団による無視をされる。	17.9	12.5	16.7	13.3	21.9	17.1
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	26.9	26.6	26.4	28.4	25.8	19.0
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	4.5	14.1	7.7	9.2	8.9	6.1
金品をたかられる。	1.5	3.1	1.6	2.8	2.8	1.7
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	0.0	14.1	4.0	6.7	8.7	6.6
いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	7.5	10.9	8.2	9.1	8.9	7.0
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。	0.0	12.5	1.3	9.8	1.4	8.6
その他	6.0	3.1	11.5	9.6	4.9	3.6

いじめ認知件数に対する割合で複数回答可。

3 不登校児童生徒について

(1) 不登校児童生徒数及び不登校児童生徒の割合（1000人あたりの不登校児童生徒数）



(2) 不登校になったきっかけと考える状況別の割合（％）

区 分		市		県		国	
		小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
学校に係る状況	いじめ	7.8	2.2	1.2	1.6	1.7	1.6
	いじめを除く友人関係をめぐる問題	15.7	30.8	10.8	21.2	11.2	16.0
	教職員との関係をめぐる問題	7.8	3.6	4.6	3.0	3.7	1.5
	学業の不振	17.6	11.6	7.8	15.4	7.1	9.1
	進路にかかる不安	0.0	2.5	0.3	3.6	0.4	1.5
	クラブ活動、部活動への不適応	0.0	2.9	0.1	3.6	0.1	2.1
	学校のきまり等をめぐる問題	0.0	9.8	0.7	7.4	0.6	2.1
	入学、転編入学、進級時の不適応	2.0	12.0	2.7	5.4	2.3	2.8
家庭に係る状況	家庭の生活環境の急激な変化	19.6	9.1	14.6	7.7	9.6	4.6
	親子関係をめぐる問題	35.3	24.6	30.1	16.8	19.1	8.7
	家庭内の不和	11.8	4.7	6.2	6.8	4.8	3.5
本人に係る状況	病気による欠席	2.0	9.1	17.7	11.6	9.6	7.3
	あそび・非行	0.0	19.6	0.9	15.6	1.1	10.6
	無気力	25.5	31.5	29.7	30.9	23.1	26.8
	不安などの情緒的不安	33.3	27.9	28.0	21.6	35.2	26.0
	意図的な拒否	9.8	5.8	5.9	6.7	5.0	4.9

複数回答可。不登校児童生徒数に対する割合。